

令和7年度
美唄市労働基本調査報告書

令和8年3月

美唄市経済部経済観光課
美唄商工会議所

は じ め に

平素より、本市労働行政の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

長期にわたる物価上昇の継続は、依然として国民の暮らしをはじめ、様々な産業に影響を及ぼし、企業の皆様を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

雇用情勢におきましては、当市の令和7年12月の有効求人倍率は1.08倍を記録し、所管のハローワーク岩見沢の1.01倍、北海道全体の0.93倍に比べ人手不足感が強まっており、雇用のミスマッチや最低賃金引上げによる負担増などの背景がある中、全業種に渡って、人材の確保が課題となっています。

そのような背景のなか、国では最低賃金の引上げや人材育成などに取り組む企業に対して助成金を支給する支援が実施されています。

企業に対する法制度では、高年齢労働者の増加に伴い、令和8年4月から労災防止対策が努力義務となり、安全・安心に働き続けられる職場環境の整備を進める措置が講じられます。障害者雇用では、段階的に引き上げられてきた法定雇用率が令和8年7月で確定するなど、雇用体制の改革が進められています。

こうした刻々と変わる社会経済環境や雇用情勢に対応し、今後の労働行政や産業振興施策を推進していくための基礎資料として、市内事業所における賃金や労働条件等の実態について調査を実施いたしました。

調査方法や調査項目等については限られたものであり、この調査結果が本市の労働事情をすべて捉えているとは言えませんが、事業所を支える人材の確保など、就業環境の整備に向けた資料としてご活用いただければ幸いです。

終わりに、本調査を実施するにあたり、業務ご多忙の中、ご協力いただきました事業所の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

美 唄 市
美 唄 商 工 会 議 所

I	調査の概要	1
II	調査結果	3
1.	従業員について	3
(1)	－ 1 － ① 従業員の内訳	3
(1)	－ 1 － ② 雇用形態別・男女別従業員及び障がい者従業員構成	3
(1)	－ 1 － ③ 産業・雇用形態別従業員構成	4
(1)	－ 2 年齢別正社員数	4
(1)	－ 3 年齢別パートタイマー数	5
(1)	－ 4 年齢別臨時・季節従業員数	5
(2)	従業員の住所地	5
(3)	従業員の増減	6
(4)	労働力の過不足	6
(5)	必要としている労働力	6
(6)	必要としている職種	7
(8)	役職者について	7
(9)	女性管理職の増員や登用	7
2.	正社員の労働状況について	8
(1)	職種別従業員数	8
(2)	－ 1 令和7年4月の新規学卒者の採用者数	8
(2)	－ 2 令和7年4月の新規学卒者を採用しなかった理由	8
(2)	－ 3 令和8年4月の新規学卒者の採用予定者数	9
(2)	－ 4 令和8年4月の新規学卒者の採用を予定しない理由	9
(3)	労働時間について	9
(3)	－ 1 1日の所定労働時間	9
(3)	－ 2 1週間の所定労働時間	9
(3)	－ 3 所定外（時間外）労働時間	10
(4)	休日・休暇について	10
(4)	－ 1 週休二日制の実施状況	10
(4)	－ 2 年次有給休暇の取得日数	10
(4)	－ 3 年次休暇の実施状況	11
3.	正社員の賃金状況について	11
(1)	－ 1 初任給の状況	11
(1)	－ 2 年齢別月額平均賃金	12
(2)	令和6年度賃金改定状況	12
(3)	令和7年度賃金改定状況	13
(4)	各種手当支給状況	13
(5)	賃金規定・賃金表の有無	14
4.	最低賃金の上昇に伴う影響について	14

(1) 人件費の増加見込み	14
(2) パート・アルバイトの採用への影響	14
5. 定年・再雇用・退職金状況について	15
(1) 定年制度	15
(2) 定年延長	15
(3) 再雇用	15
(4) 退職金制度	16
6. 保険・福利厚生制度について	16
(1) 保険制度	16
(2) 福利厚生制度	16
7. パートタイマーの雇用状況について	17
(1) 雇用理由	17
(2) 職種別雇用人数・年齢・賃金	17
(3) 1週間の平均労働日数	18
(4) 1日の平均労働時間	18
(5) 就業規則	18
(6) 労働条件明示	19
8. 働き方改革について	19
(1) 取組状況	19
(2) 取組内容	19
9. DX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みについて	20
(1) DX推進の方針や計画の策定	20
(2) 業務プロセスの自動化	20
(3) DX推進の課題	20
10. 物価高・エネルギー高騰について	21
(1) 事業への影響	21
(2) 価格への転嫁	21
(3) 対策への取組み	21
(4) 活用した支援策	22
11. アメリカ政府による関税増の影響	22
(1) 生産量や出荷率の変化	22
(2) 企業収益への影響	22
(3) 雇用維持や新規採用への影響	23
12. 経営状況について（前年度との比較）	23
(1) 売上高	23
(2) 経常利益	23
(3) 資金繰り	23
(4) 当面する経営上の問題点	24
(5) 今後の景気状況	24
13. 設備投資状況について	24

（１）令和７年度の設備投資状況	24
（２）令和８年度の設備投資状況	25
1.4. 今後期待する公的支援策について	25
1.5. 美唄市中小企業等振興補助金について	26
（１）振興条例第４条に規定する補助金について	26
（２）今後活用したい補助メニュー	26

I 調査の概要

1. 調査の目的

美唄市内の事業所における労働実態と経営状況及び設備投資の動向を把握し、労働行政上の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査基準日

令和7年9月30日とし、初任給については、4月現在とした。

3. 調査対象

市内に本社（本店）または営業所等を有する事業所を対象とする。

ただし、農業・林業・漁業、公務は対象外とする。

4. 調査方法

調査対象事業所へ調査票を郵送し、返信用封筒又はメールにより回収した。

5. 調査票回収状況

調査対象事業所数・・・ 361社
回答事業所数・・・・・・ 157社
回答率・・・・・・・・・・ 43.5%

産業別回答状況

区 分	対象事業所数（件）	回答数（件）	回答率（%）
鉱業	2	2	100.0%
建設業	72	35	48.6%
製造業	35	21	60.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	100.0%
情報通信業	1	1	100.0%
運送業	15	7	46.7%
卸売・小売業	69	25	36.2%
金融・保険業	6	4	66.7%
不動産業	7	2	28.6%
飲食店・宿泊業	56	15	26.8%
医療・福祉	13	8	61.5%
教育・学習支援業	3	2	66.7%
複合サービス事業	6	3	50.0%
サービス業	75	31	41.3%
総数	361	157	43.5%

6. 用語の説明

(1) 正社員

- ・雇用期間の定めがなく、所定労働時間がフルタイムで常用雇用される労働者。

(2) パートタイマー

- ・所定労働時間が正社員に比べて短い労働者。

(3) 臨時職員

- ・一定の期間を定め、臨時的に雇用される労働者。

(4) 季節労働者

- ・季節的な労働需要に対し、一定の期間を定めて雇用される労働者。

(5) 事務系

- ・主として、事務的、経理、営業的な部門に従事する人。

(6) 技術系

- ・資格を有する作業、又は技術的訓練を基礎とした作業に従事する人。

(7) 労務系

- ・一般作業に従事する人。

(8) 賃金

- ・賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのもの(基本給、賞与、時間外・家族・住宅・通勤・手当等)。

(9) 所定労働時間

- ・会社が法定労働時間の範囲で自由に定めることができる労働時間。

7. 調査結果の留意点

- ・本調査における平均値は、単純集計平均値となっている。
- ・各集計項目によってはサンプル数にバラツキがあるため、必ずしも平均を表してはいない。

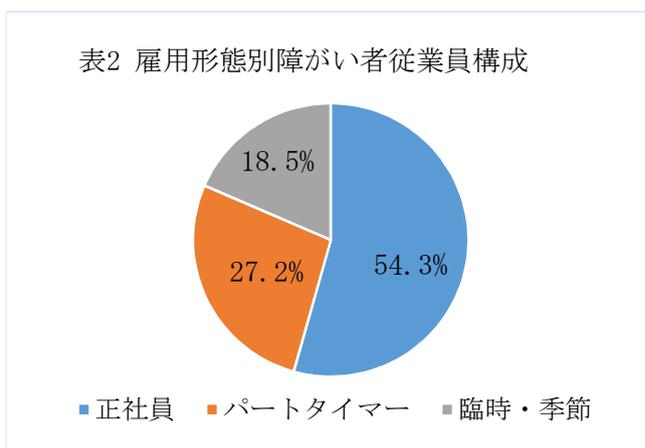
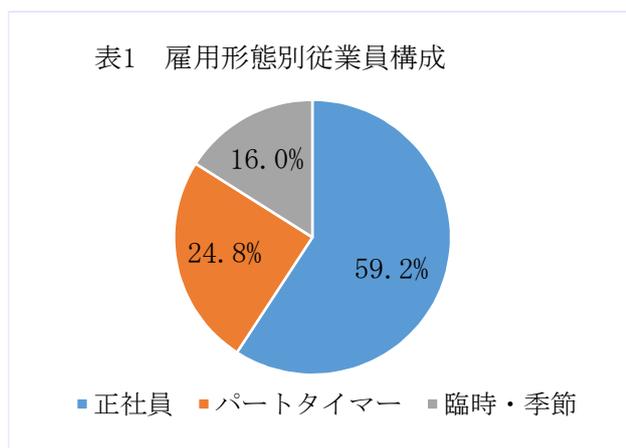
Ⅱ 調査結果

1. 従業員について

(1) - 1 - ① 従業員の内訳

本調査の有効回答事業所157事業所の総従業員数は2,443人で、正社員は1,446人（59.2%）、パートタイマー労働者は606人（24.8%）、臨時・季節労働者は391人（16.0%）となっている。

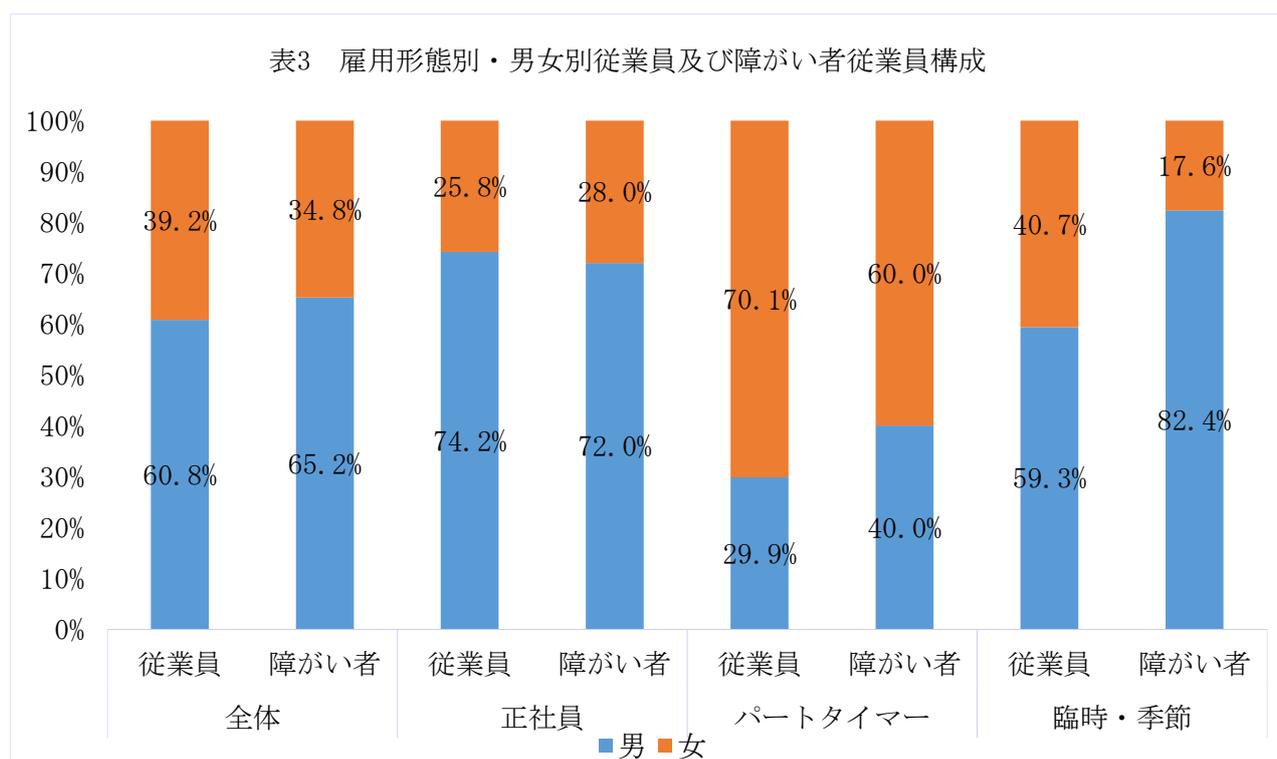
障がい者の雇用状況は92人で、その内正社員は50人（54.3%）、パートタイマー労働者は25人（27.2%）、臨時・季節労働者は17人（18.5%）となっている。【表1・2】



(1) - 1 - ② 雇用形態別・男女別従業員及び障がい者従業員構成

男女別従業員構成の総数では、男性60.8%、女性39.2%となっている。障がい者では、男性65.2%、女性34.8%となっている。

正社員の男女従業員構成比を見ると、男性が74.2%、女性が25.8%で、障がい者では、男性が72.0%、女性が28.0%となっている。【表3】

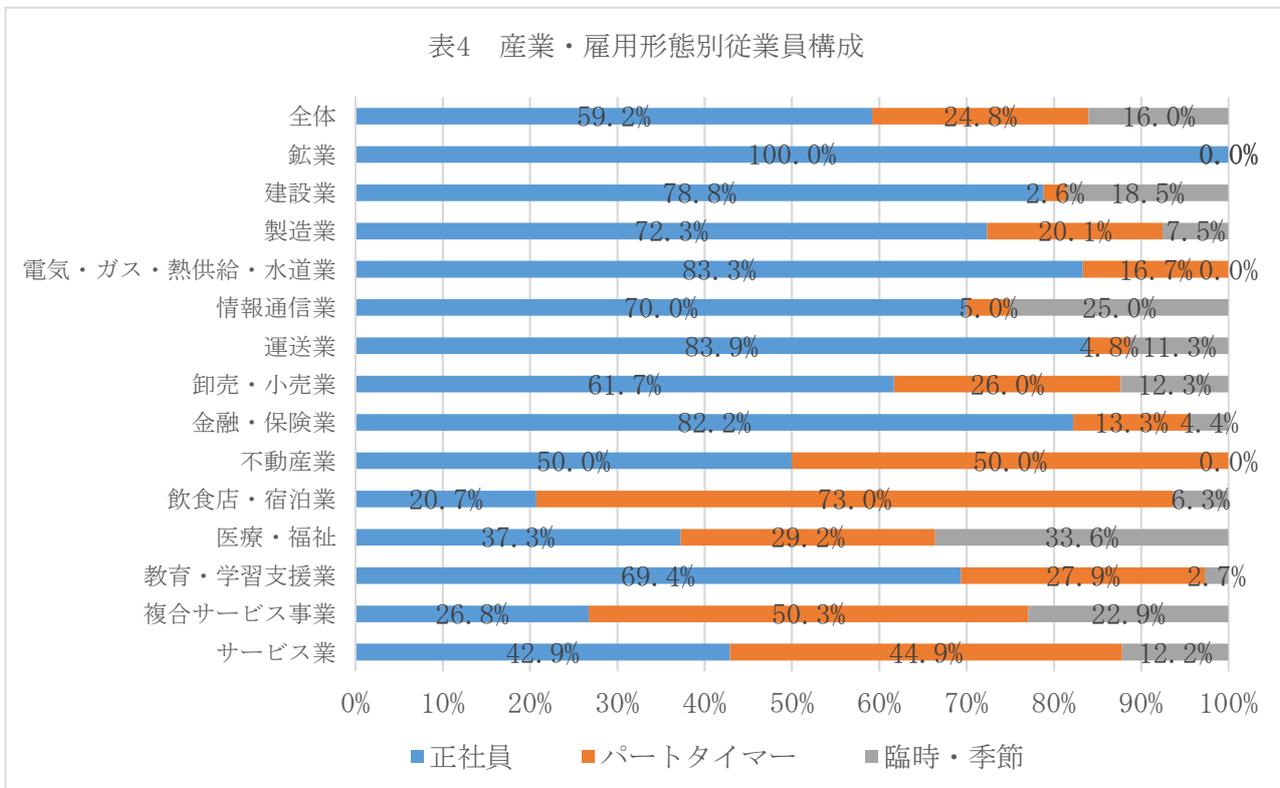


(1) - 1 - ③ 産業・雇用形態別従業員構成

産業別の雇用形態別正社員構成比率は、「鉱業」が100%と最も多く、次に「運送業」が83.9%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が83.3%となっている。

パートタイム労働者の構成比率では、「飲食店・宿泊業」が73.0%と最も多く、次に「不動産業」が50.0%、「卸売・小売業」が26.0%となっている。

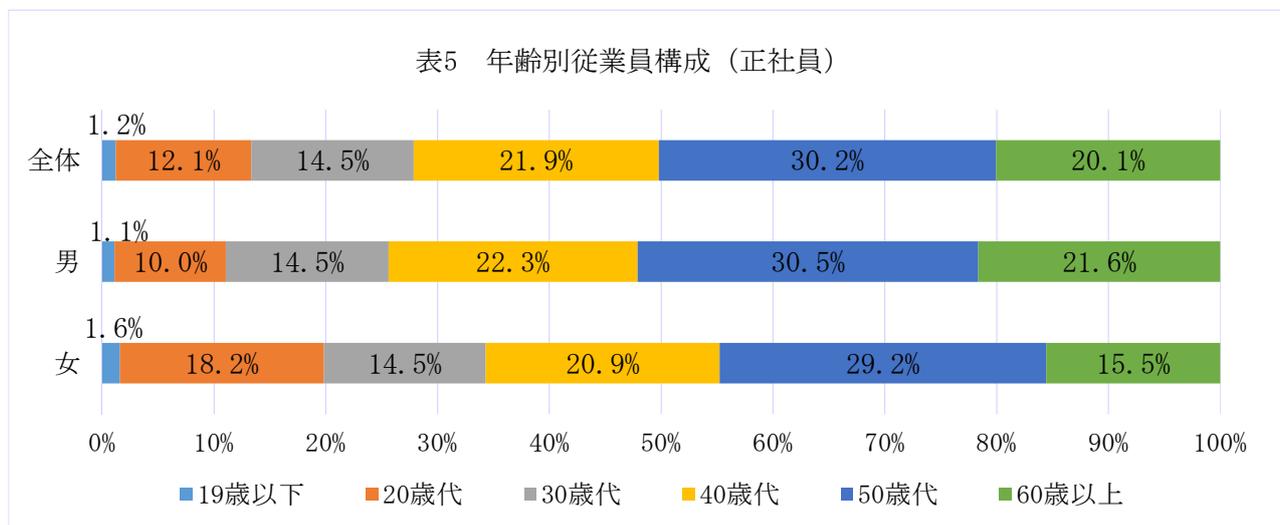
臨時・季節労働者構成比率では、「医療・福祉」が33.6%で最も多く、次に「情報通信業」が25.0%、「複合サービス業」が22.9%となっている。【表4】



(1) - 2 年齢別正社員数

正社員の年齢別構成を見ると、全体では50歳代が30.2%で最も多く、次に40歳代が21.9%、60歳以上が20.1%となっている。

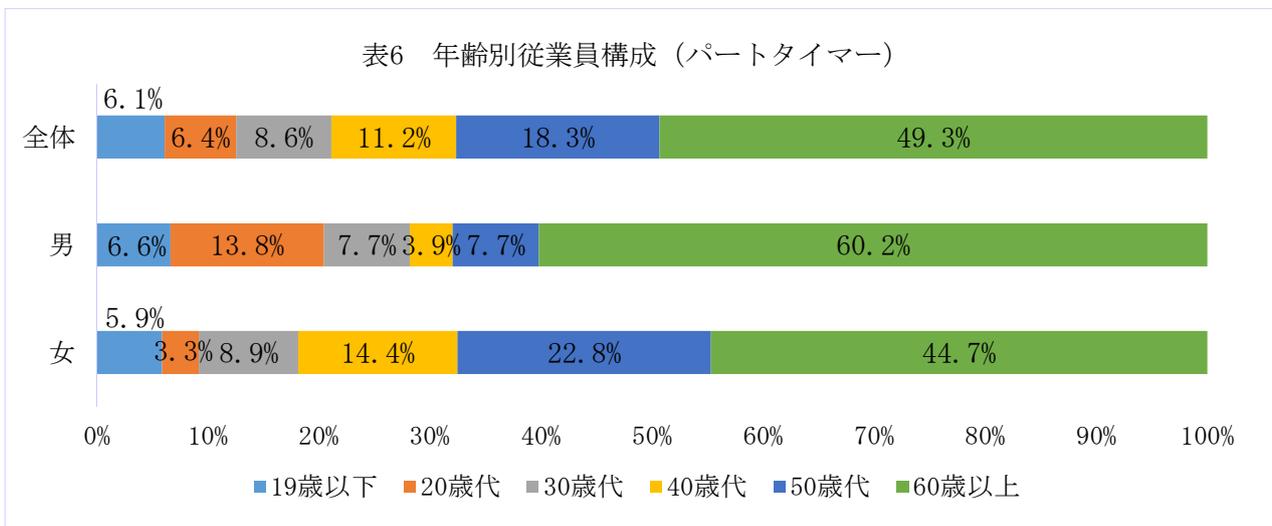
男女別に見ると、男性では、50歳代が30.5%で最も多く、次に40歳代が22.3%、60歳以上が21.6%で、女性では、50歳代が29.2%で最も多く、次に40歳代が20.9%、20歳以上が18.2%となっている。【表5】



(1) - 3 年齢別パートタイマー数

パートタイマーの年齢別構成を見ると、全体では60歳以上が49.3%で最も多く、次に50歳代が18.3%、40歳代が11.2%となっている。

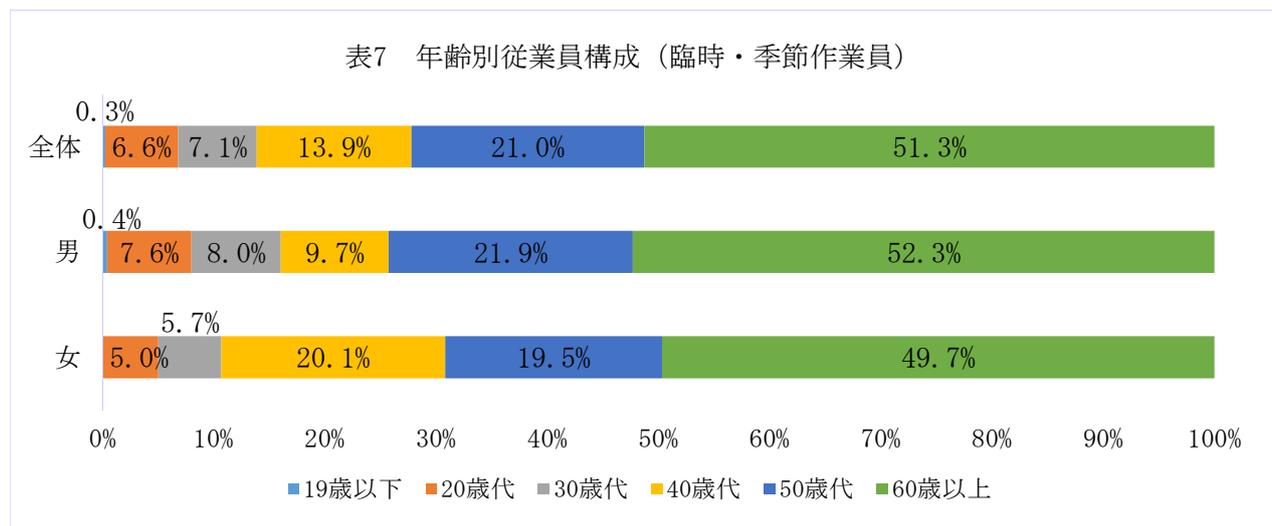
男女別に見ると、男性では、60歳以上が60.2で最も多く、次に20歳代が13.8%、30歳代、50歳代が7.7%で、女性では、60歳以上が44.7%で最も多く、次に50歳代が22.8%、40歳代が14.4%となっている。【表6】



(1) - 4 年齢別臨時・季節作業員数

臨時・季節作業員の年齢別構成を見ると、全体では60歳以上が51.3%で最も多く、次に50歳代が21.0%、40歳代が13.9%となっている。

男女別に見ると、男性では、60歳以上が52.3%で最も多く、次に50歳代が21.9%、40歳代が9.7%で、女性では、60歳以上が49.7%で最も多く、次に40歳代が20.1%、50歳代が19.5%となっている。【表7】

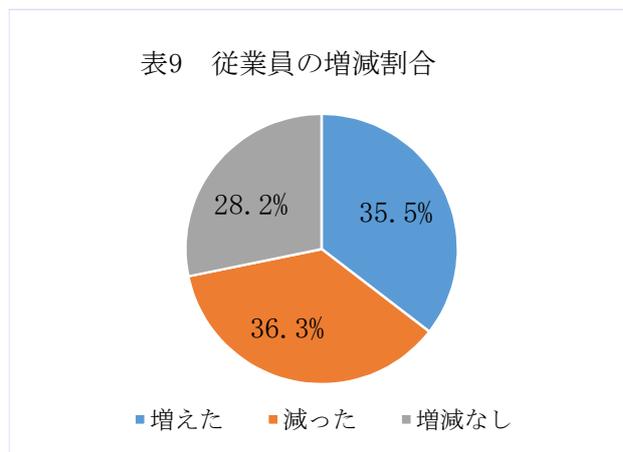
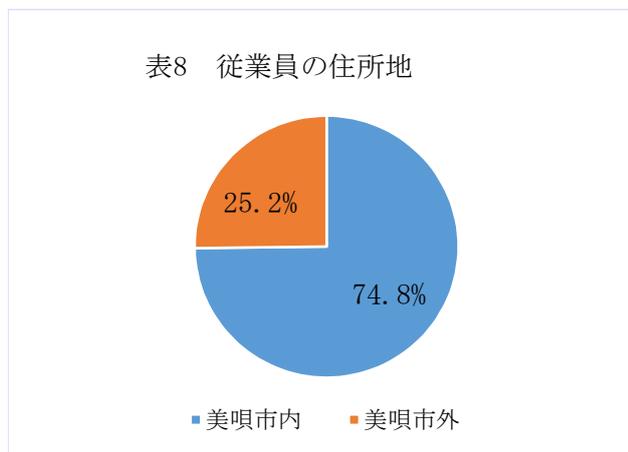


(2) 従業員の住所地

従業員の住所地を見ると、市内在住者が74.8%で、市外在住者が25.2%となっている。【表8】

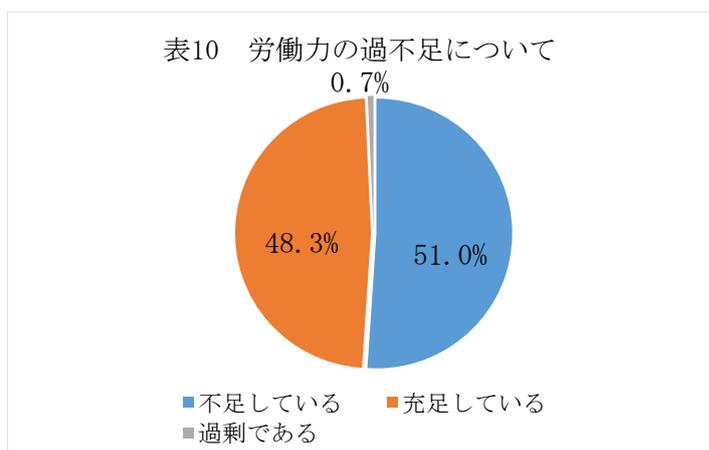
(3) 従業員の増減

従業員の増減割合では、「減った」が36.3%で、「増えた」の35.5%を上回り、「増減なし」が28.2%となっている。【表9】



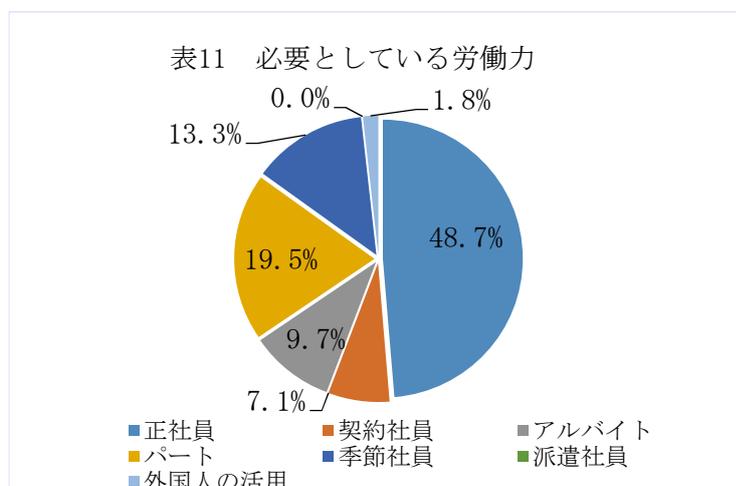
(4) 労働力の過不足について

労働力の過不足では、「充足している」が51.0%、「不足している」が48.3%となっている。【表10】



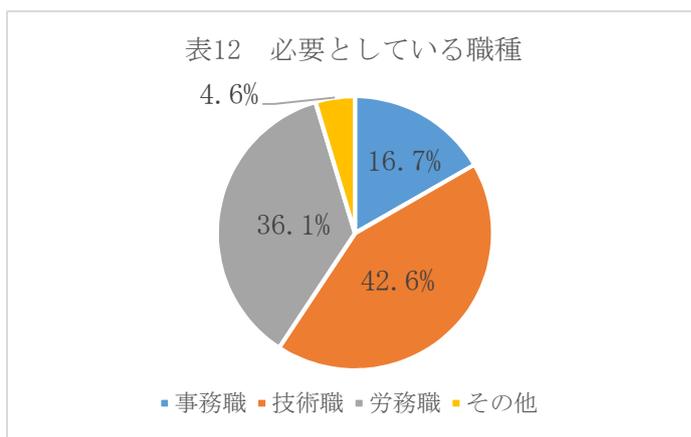
(5) 必要としている労働力

必要としている労働力では、「正社員」が48.7%で最も多く、次に「パート」が19.5%、「季節社員」が13.3%となっている。【表11】



(6) 必要としている職種

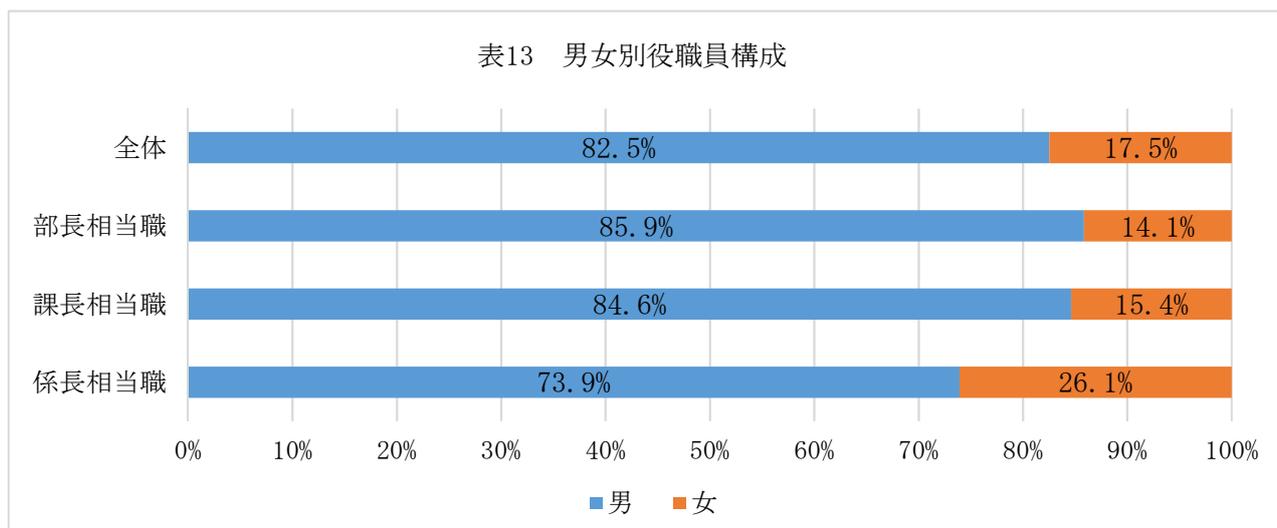
必要としている職種では、「技術職」が42.6%で最も多く、次に「労務職」が36.1%、「事務職」が16.7%となっている。【表12】



(8) 役職員について

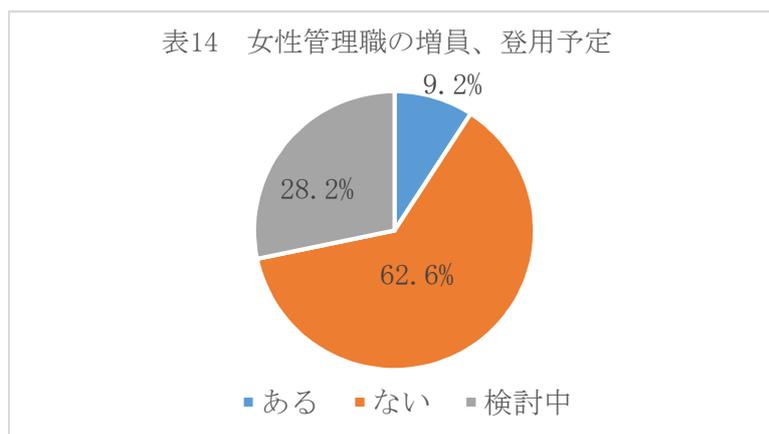
役職員の全体での男女構成比は、男性が82.5%、女性が17.5%となっている。

役職別の男女構成比を見ると、男性では、部長相当職が85.9%と最も多く、次いで課長相当職が84.6%、係長相当職が73.9%となっている。女性では、係長相当職が26.1%で最も多く、次いで課長相当職が15.4%、部長相当職が14.1%となっている。【表13】



(9) 女性管理職の増員や登用

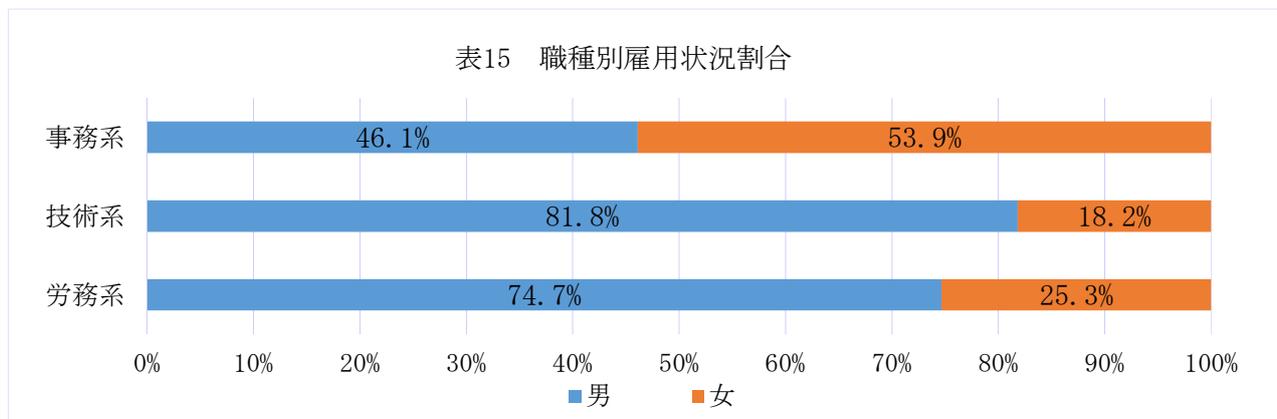
女性管理職の増員や登用予定では、「ない」が62.6%、「検討中」が28.2%、「ある」が9.2%となっている。【表14】



2. 正社員の労働状況について

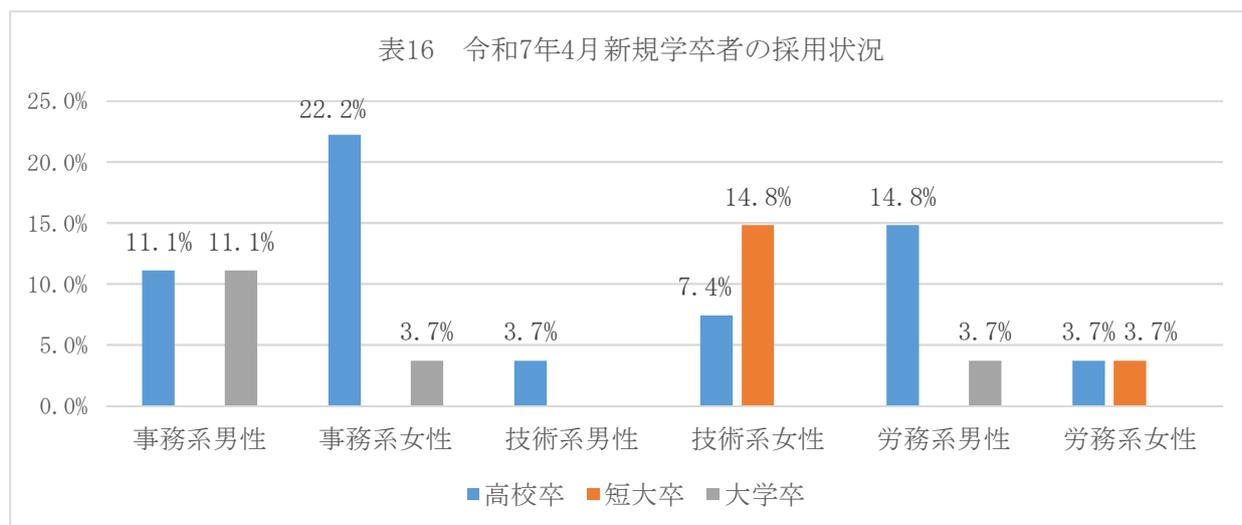
(1) 職種別雇用状況

職種別の男女の雇用状況を見ると、男性では技術系が81.8%で最も多く、次に労務系が74.7%、事務系が46.1%となっている。女性では事務系が53.9%で最も多く、次に労務系が25.3%、技術系が18.2%となっている。【表15】



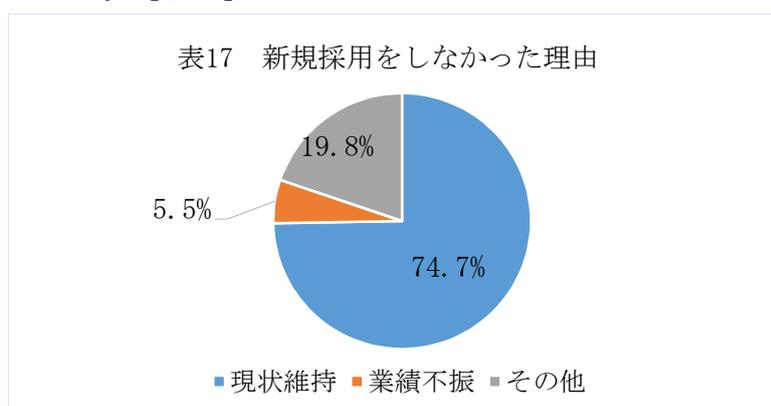
(2) - 1 令和7年4月の新規学卒者の採用者数

令和7年4月の全産業での新規学卒者の学歴、職種、男女別採用状況を見ると、高校卒業の事務系女性が22.2%で最も多く、次に高校卒業の労務系男性が14.8%、高校卒業と大学卒業の事務系男性が11.1%となっている。【表16】



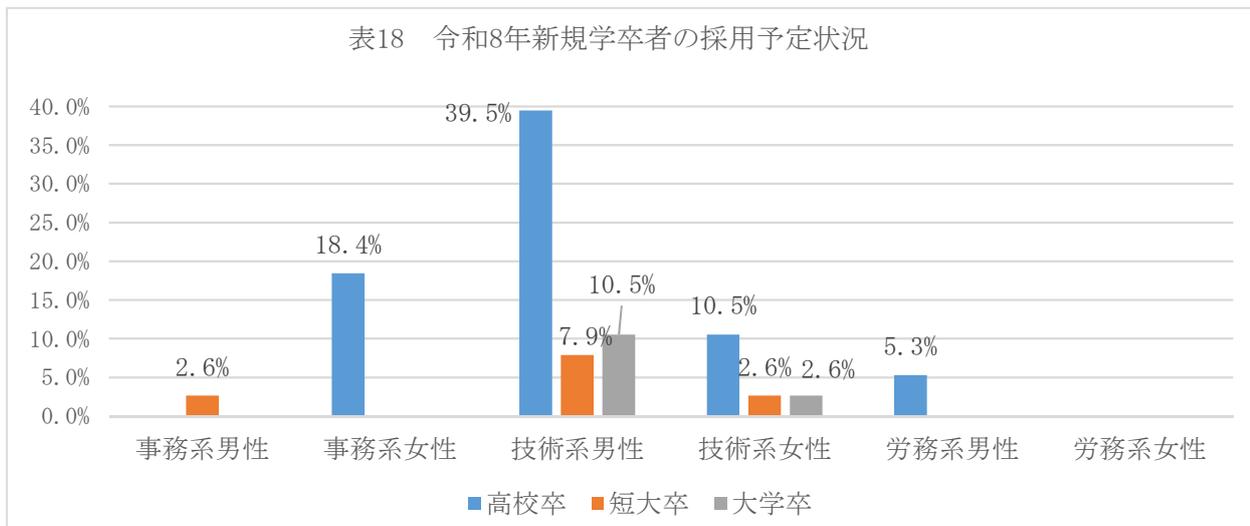
(2) - 2 令和7年4月の新規学卒者を採用しなかった理由

令和7年4月の採用をしなかった理由をみると、「現状維持」が74.7%で最も多く、「その他」が19.8%となっている。【表17】



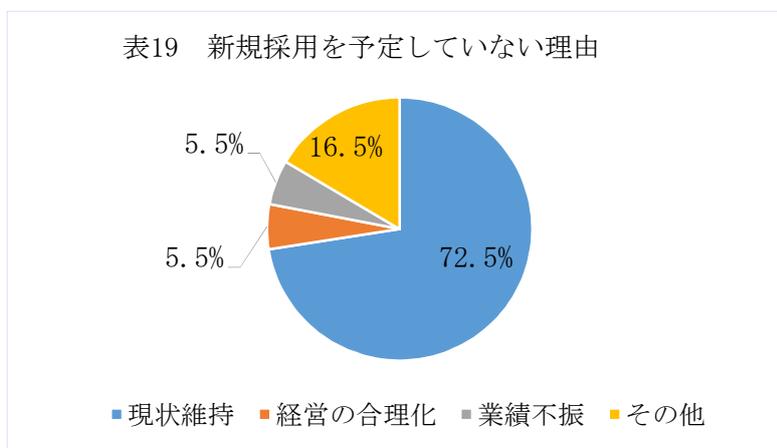
(2) - 3 令和8年4月の新規学卒者の採用予定者数

令和8年4月の新規学卒者の学歴、職種、男女別採用予定状況を見ると、高校卒業の技術系男性が39.5%で最も多く、次に高校卒業の事務系女性が18.4%となっている。【表18】



(2) - 4 令和8年4月の新規学卒者の採用を予定しない理由

令和8年4月の採用予定をしなかった理由を見ると、「現状維持」が72.5%で最も多く、「その他」が16.5%となっている。【表19】



(3) - 1 1日の所定労働時間（休憩時間を除く）

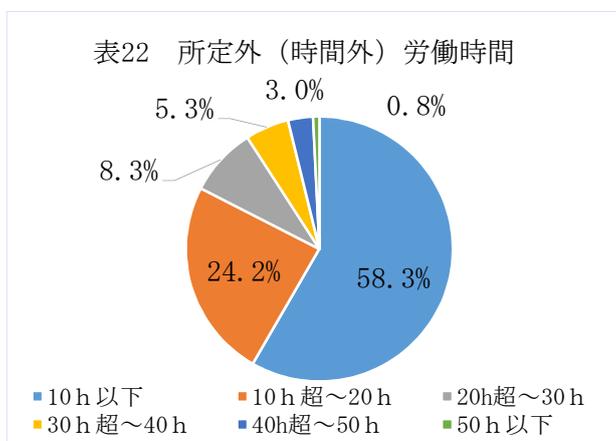
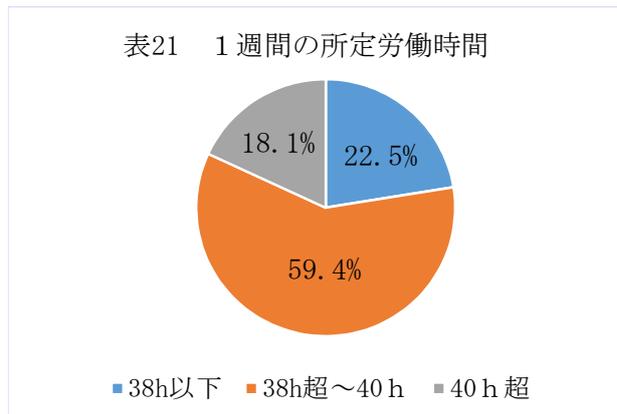
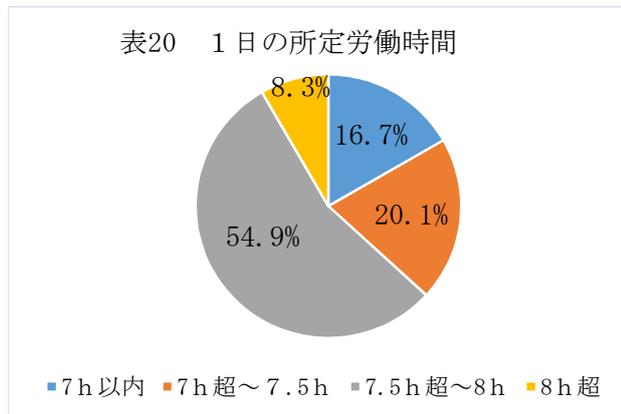
1日の所定労働時間の内訳を見ると、「7時間30分～8時間以下」が54.9%と最も多く、次に「7時間超～7時間30分以下」が20.1、「7時間以下」が16.7%となっている。【表20】

(3) - 2 1週間の所定労働時間

1週間の所定労働時間の内訳を見ると、「38時間超～40時間以下」が59.4%と最も多く、次に「38時間以下」が22.5%、「40時間超」が18.1%となっている。【表21】

(3) - 3 所定外（時間外）労働時間（一人当たりの1ヶ月の平均）

所定外の労働時間の内訳を見ると、「10時間以下」が58.3%と最も多く、次に「10時間超～20時間以下」が24.2%、「20時間超～30時間以下」が8.3%となっている。【表22】

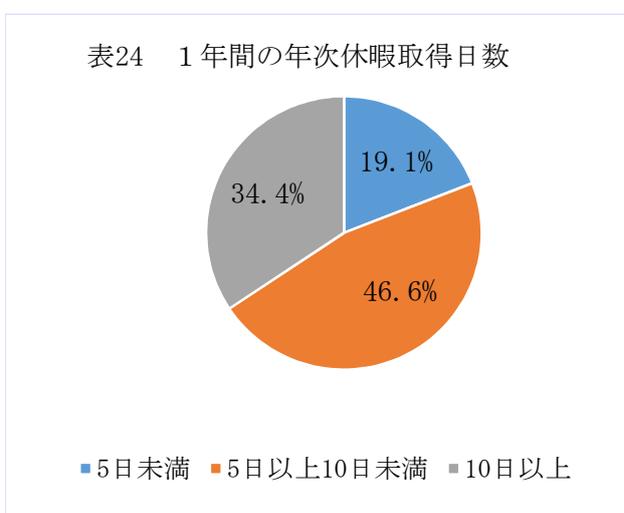
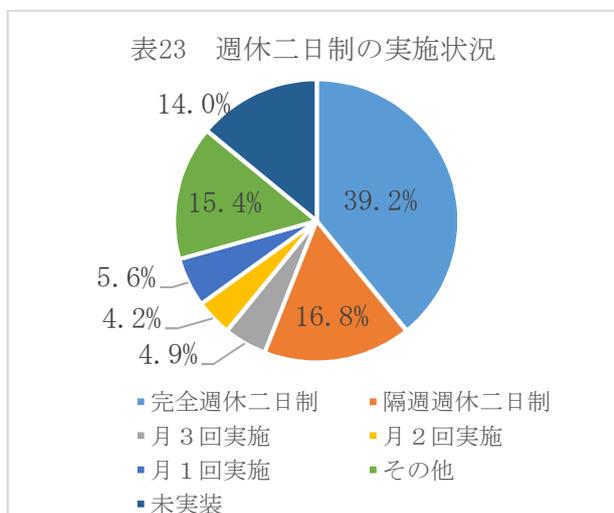


(4) - 1 週休二日制の実施状況

週休二日制の実施状況を見ると、「完全週休二日制」が39.2%と最も多く、「隔週週休二日制」が16.8%、となっている。【表23】

(4) - 2 年次有給休暇の取得日数

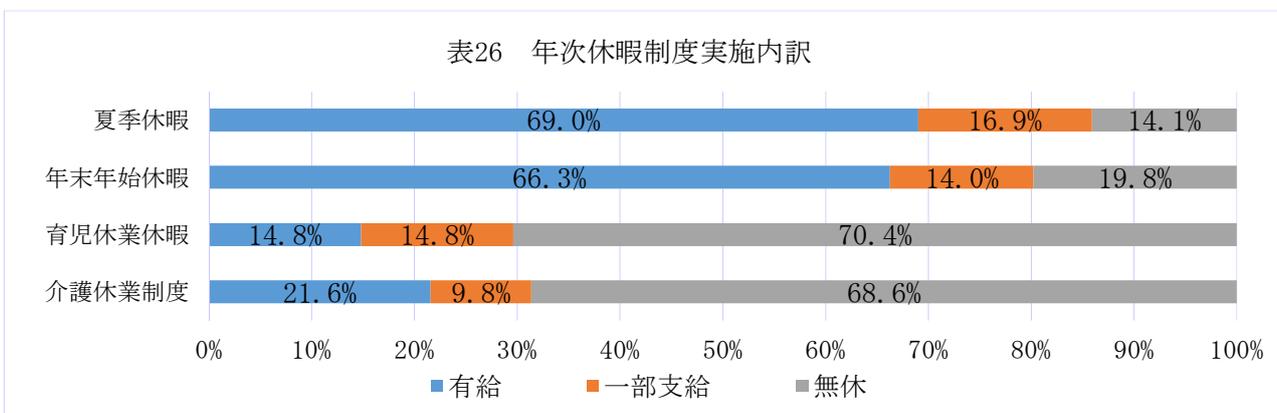
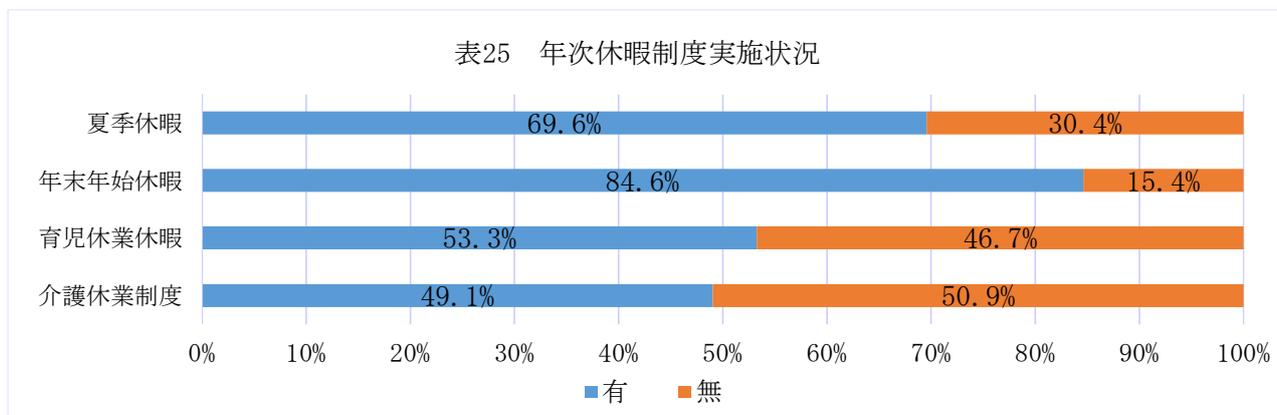
1年間の従業員の1人あたりの年次有給休暇取得日数では、「5日以上10日未満」が46.6%と最も多く、次に「10日以上」が34.4%、「5日未満」が19.1%となっている。【表24】



(4) - 3 年次休暇の実施状況

年次休暇について、夏期休暇、年末年始休暇、育児休業制度、介護休業制度の4項目について調査した結果、「有り」と回答した項目では、「年末年始休暇」が84.6%で最も多く、次に「夏期休暇」が69.6%、「育児休業制度」が53.3%となっている。

また、各休暇制度「有り」と回答のあったうち、有給休暇付与率が高いのは、「夏期休暇」の69.0%、次に「年末年始休暇」の66.3%となっている。【表25・26】



3. 正社員の賃金状況について

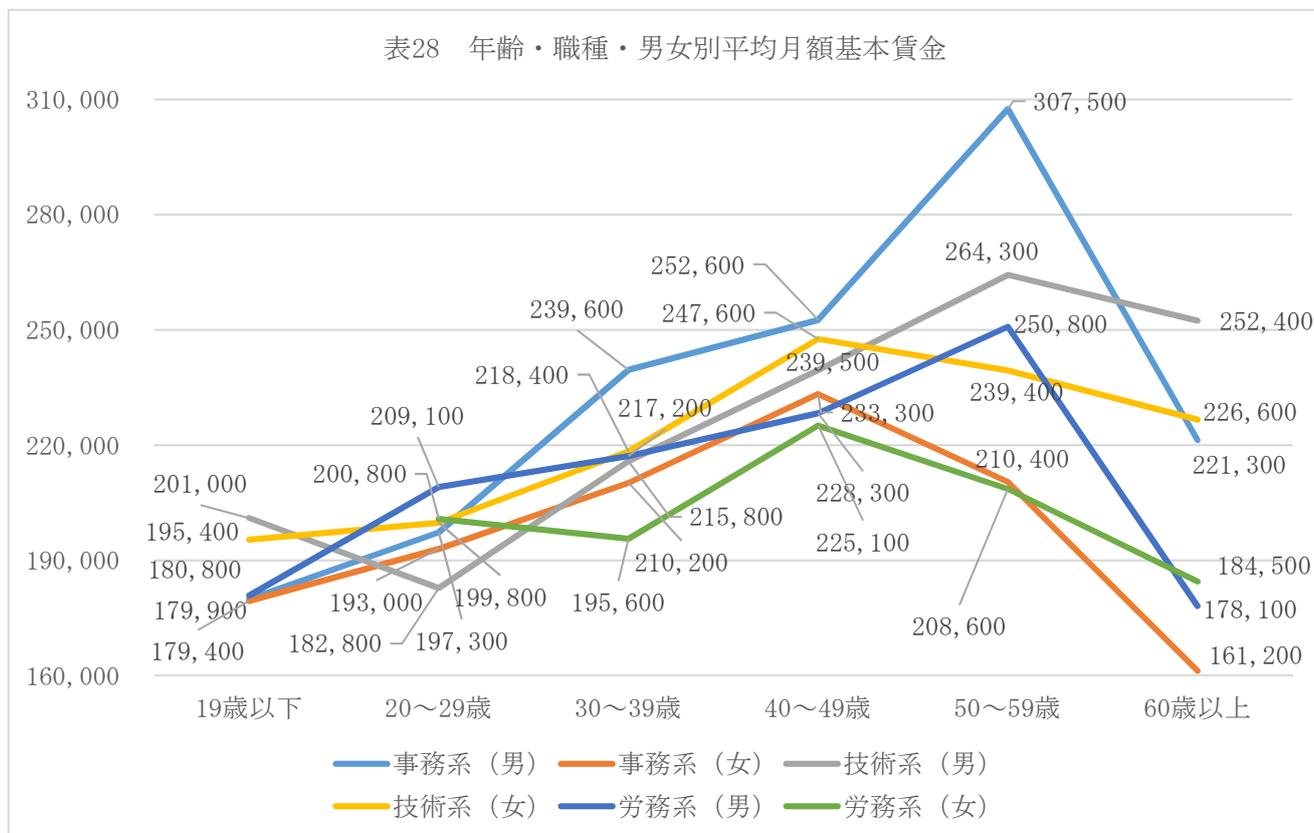
(1) - 1 初任給の状況

職種・男女・学歴別の初任給の状況について、学歴別の平均賃金を見ると、最も高いのは大学卒業の男性で、202,600円となっており、最も低いのは高校卒業の男性で、179,100円となっている。職種別では、大卒の事務職男性が203,500円と最も高く、最も低いのは高卒の技術系男性で174,500円となっている。【表27】※表記は100円単位。



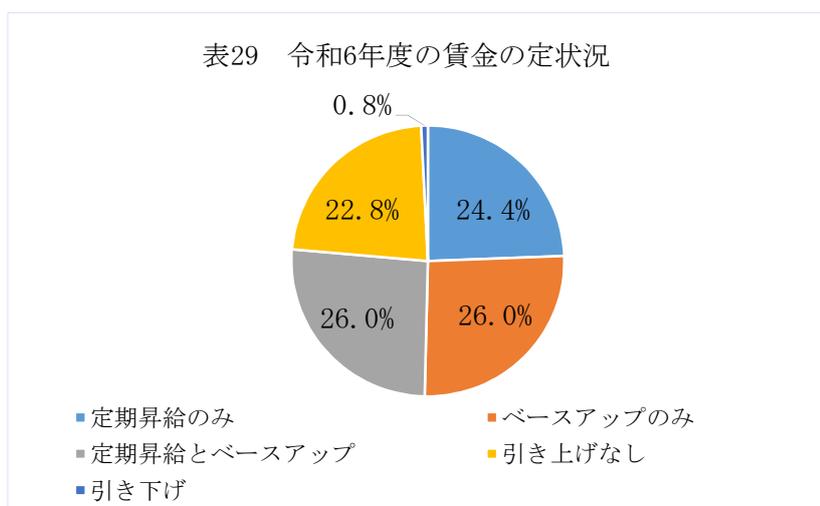
(1) - 2 年齢別平均月額基本賃金

職種・年齢・男女別の平均月額基本賃金をみると、50～59歳の事務職男性が最も高く307,500円となっており、次に50～59歳の事務職男性が264,300円となっている。逆に最も低いのは60歳以上の事務職女性で161,200円となっている。【表28】※表記は100円単位。



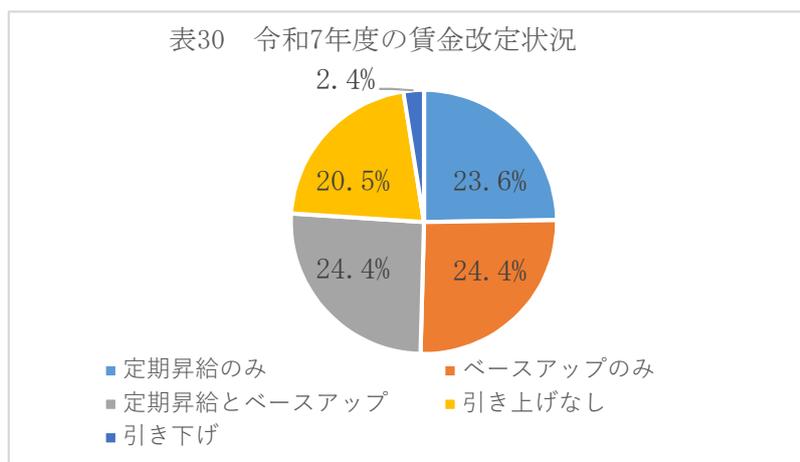
(2) 賃金改定状況

令和6年度の賃金の改定状況を見ると、「ベースアップのみ」と「定期昇給とベースアップ」が26.0%で、「定期昇給のみ」が24.4%となっている。【表29】



(3) 賃金改定状況

令和7年度の賃金改定の実施または見込み状況を見ると、「ベースアップのみ」と「定期昇給とベースアップ」が24.4%で、「定期昇給のみ」が23.6%となっている。【表30】

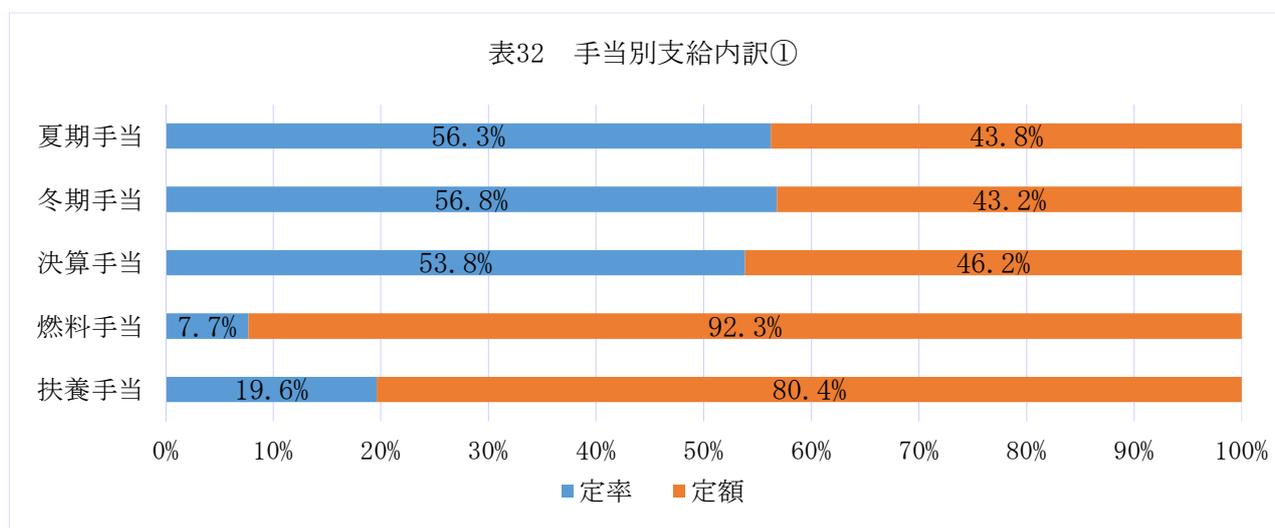
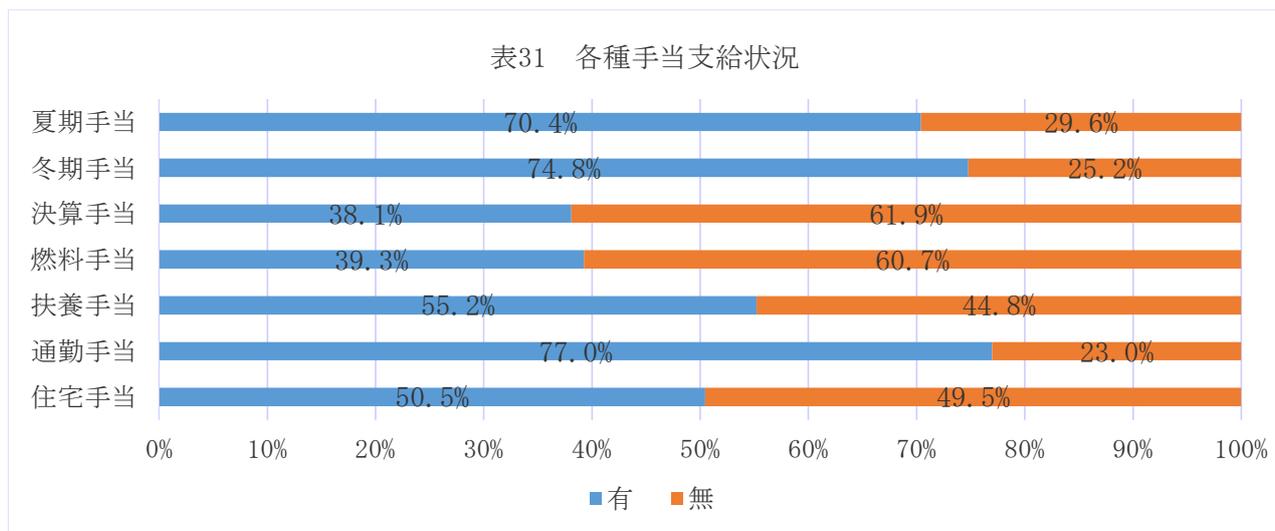


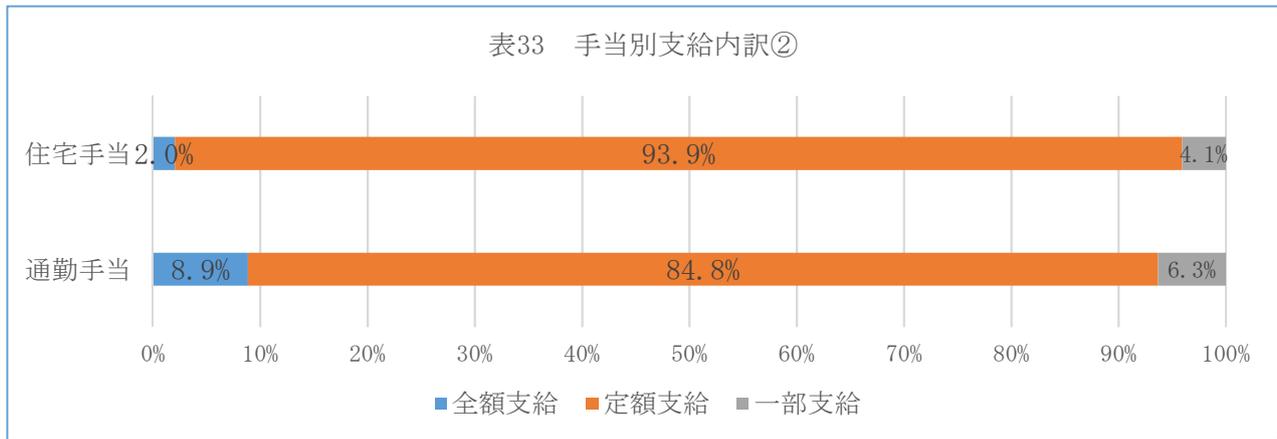
(4) 各種手当支給状況

各種手当の支給状況を見ると、「通勤手当」が77.0%と最も多く、次に「冬季手当」が74.8%となっている。【表31】

手当の支給内訳を見ると、定率では「冬季手当」が56.8%と最も多く、定額では「燃料手当」が92.3%と最も多くなっている。【表32】

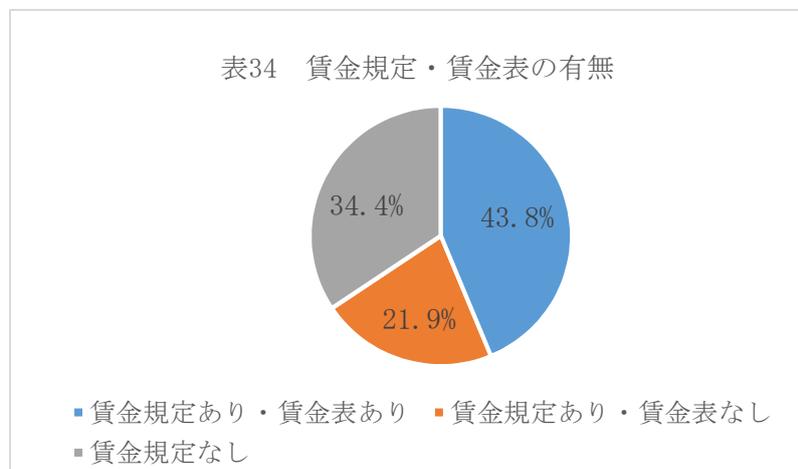
また、「通勤手当」「住宅手当」では定額支給が最も多くなっている。【表33】





(5) 賃金規定・賃金表の有無

「賃金規定があり賃金表も整備されている」が43.8%、「賃金規定はない」が34.4%、「賃金規定はあるが賃金表は整備されていない」が21.9%となっている。【表34】



4. 最低賃金の上昇に伴う影響について

(1) 人件費の増加見込み

「1～5%」が39.4%と最も多く、「ほとんど増えない」が32.8%、「6～10%」が24.8%となっている。【表35】

(2) パート・アルバイトの採用への影響

「影響なし」が81.1%と最も多く、「やや減らす」が8.7%、「やや増やす」が7.1%となっている。【表36】

表35 人件費の増加見込み

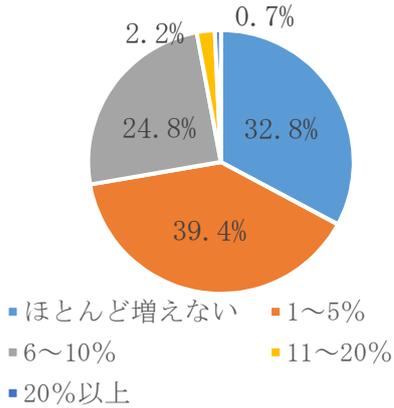
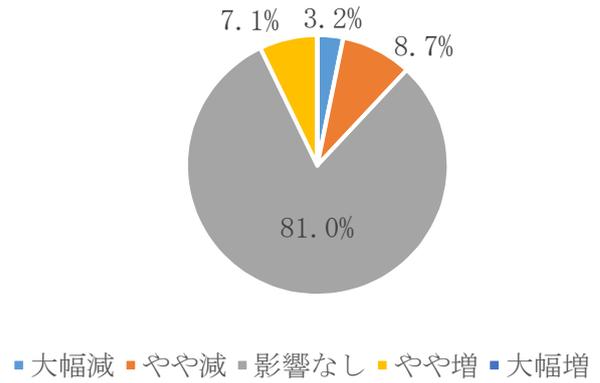


表36 パート・アルバイト採用の影響



5. 定年・再雇用・退職金状況について

(1) 定年制度

定年制度の状況を見ると、「定年制度有り」が60.4%となっている。【表37】

(2) 定年延長

定年延長の導入状況を見ると、「定年延長有り」が39.2%となっている。【表38】

表37 定年制度

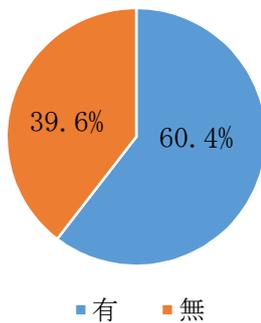
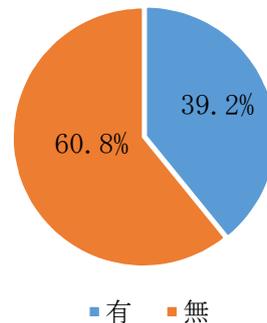


表38 定年延長



(3) 再雇用

再雇用の状況について、「再雇用有り」が59.8%となっており、その内訳を見ると、「嘱託採用」が86.5%、「臨時採用」が13.5%となっている。【表39・40】

表39 再雇用

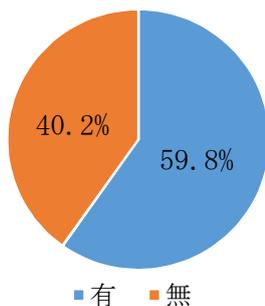
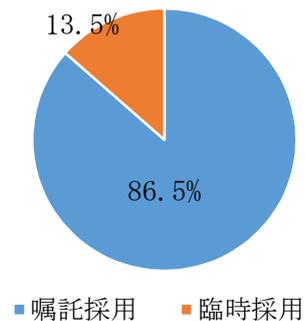
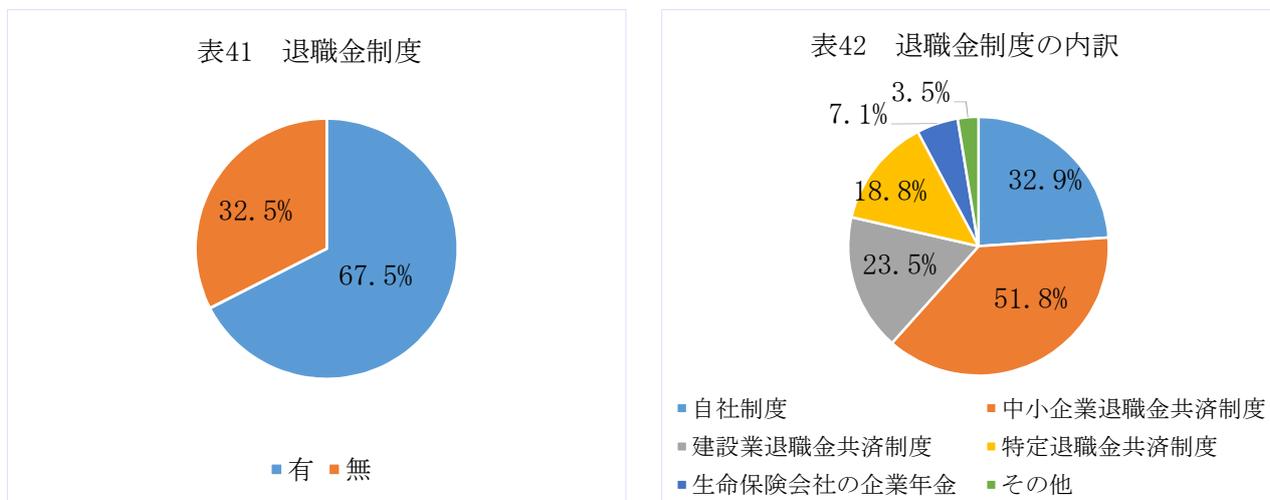


表40 再雇用内訳



(4) 退職金制度

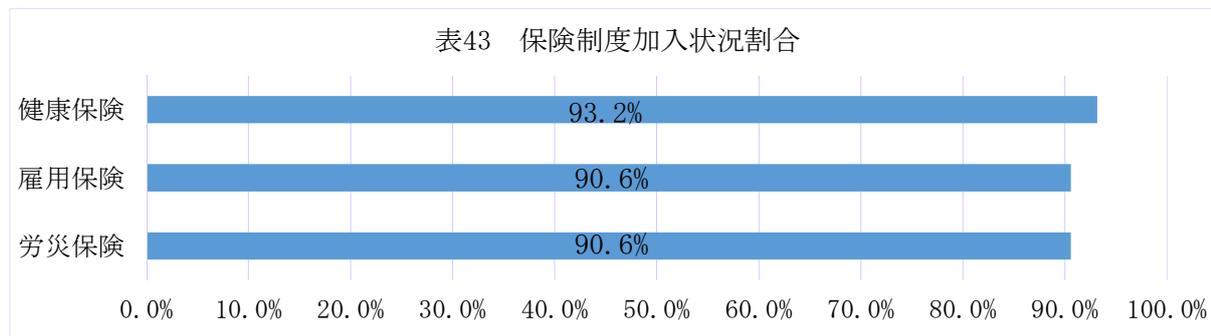
退職金制度の状況を見ると、制度「有り」が67.5%となっており、その内訳を見ると、「中小企業退職金共済制度」が51.8%、「自社制度」が32.9%、「建設業退職金共済制度」が23.5%となっている。【表41・42】



6. 保険・福利厚生制度について

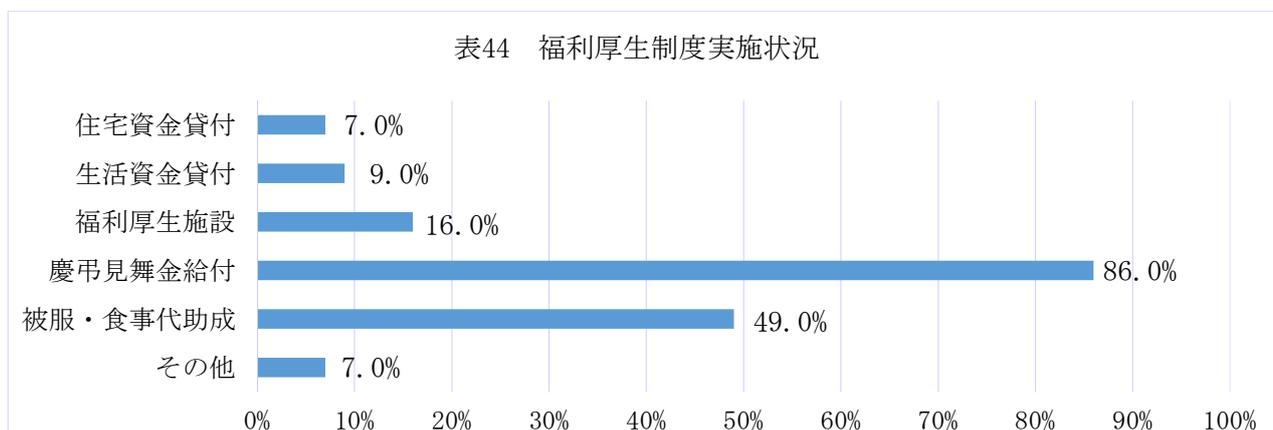
(1) 保険制度

保険制度について、全体の90.7%が「健康・雇用・労災保険」のいずれかに加入しており、その内訳を見ると、「健康保険」が93.2%、「雇用保険」と「労災保険」が90.6%となっている。【表43】



(2) 福利厚生制度

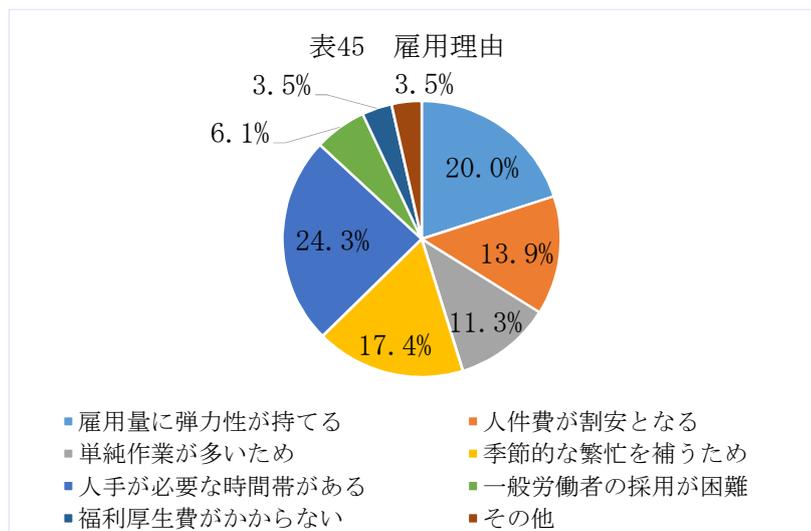
福利厚生制度について、全体の74.1%が福利厚生制度を実施しており、その内訳を見ると、「慶弔見舞金給付」が86.0%で最も多く、次に「被服・食事代助成」が49.0%となっている。【表44】



7. パートタイマーの雇用状況について

(1) 雇用理由

「人手が必要な時間帯がある」が24.3%と最も多く、次に「雇用量に弾力性が持てる」が20.0%、「季節的な繁忙を補うため」が17.4%となっている。【表45】



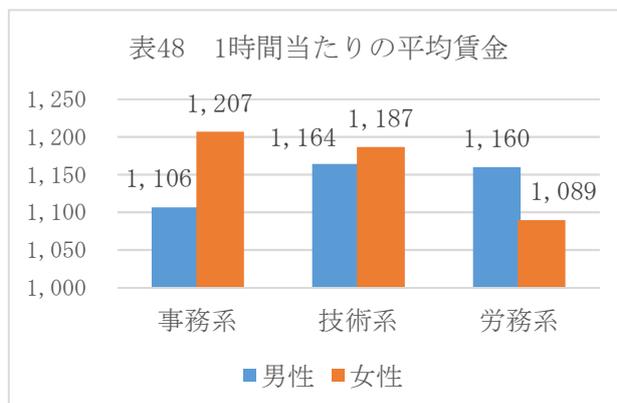
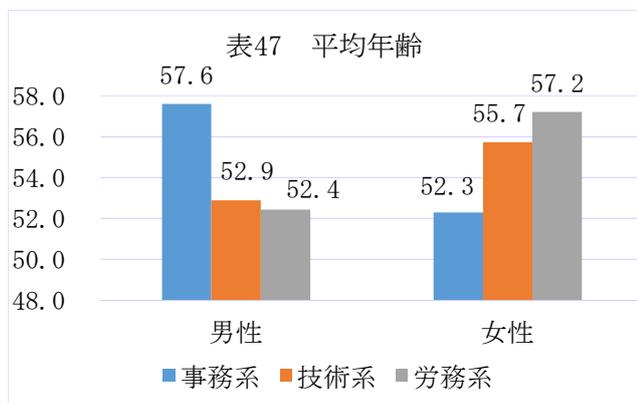
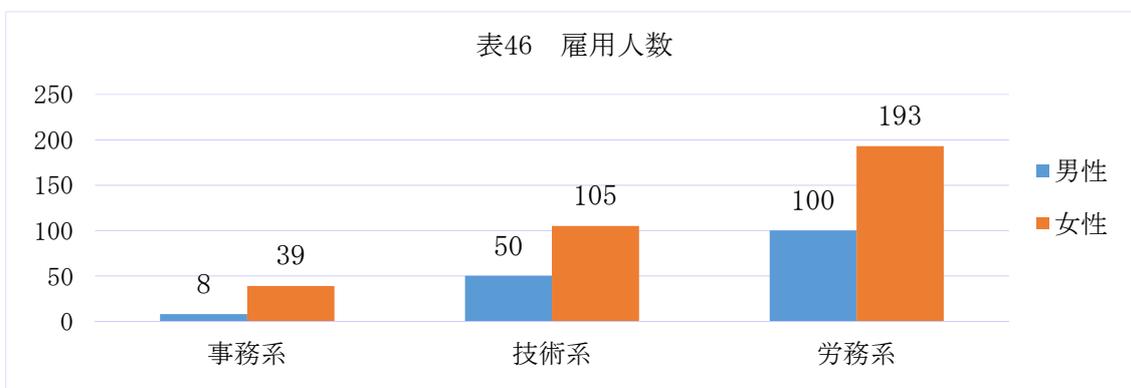
(2) 職種別雇用人数・年齢・賃金

職種別雇用人数・年齢・賃金の各状況を見ると、職種別の雇用人数では、労務系の女性が193人で最も多く、次に技術系の女性が105人となっている。【表46】

平均年齢では、事務系の女性が52.3歳で最も若く、次に労務系の男性が52.4歳となっている。

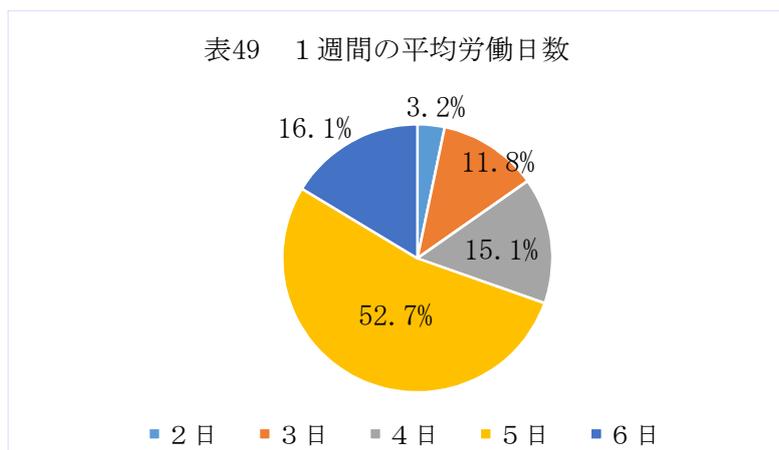
【表47】

1時間当たりの平均賃金では、事務系の女性が1,207円で最も高く、次に技術系の女性が1,187円となっている。【表48】



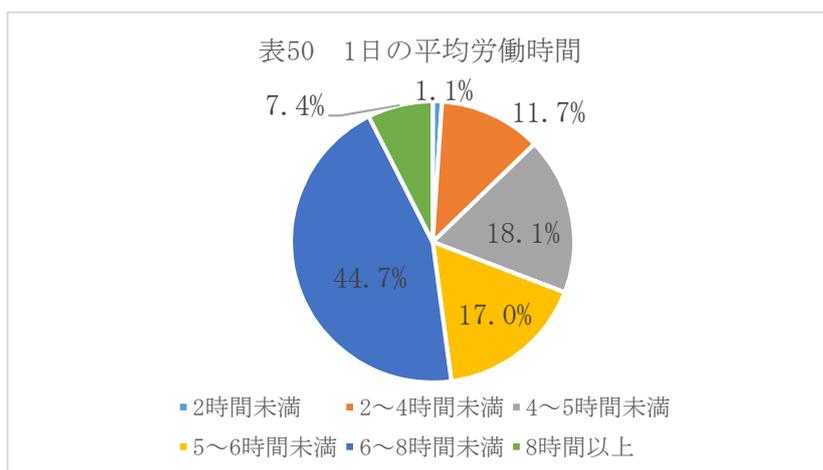
(3) 1週間の平均労働日数

1週間の平均労働日数を見ると、「5日間」が52.7%で最も多く、次に「6日間」が16.1%、「4日間」が15.1%となっている。【表49】



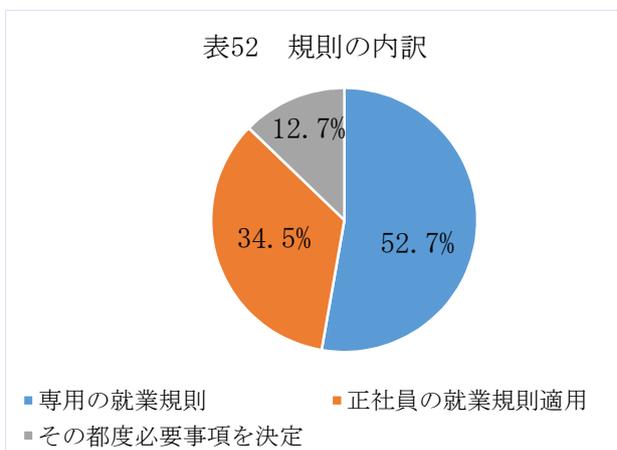
(4) 1日の平均労働時間

1日の平均労働時間を見ると、「6～8時間未満」が44.7%で最も多く、次に「4～5時間未満」が18.1%、「5～6時間未満」が17.0%となっている。【表50】



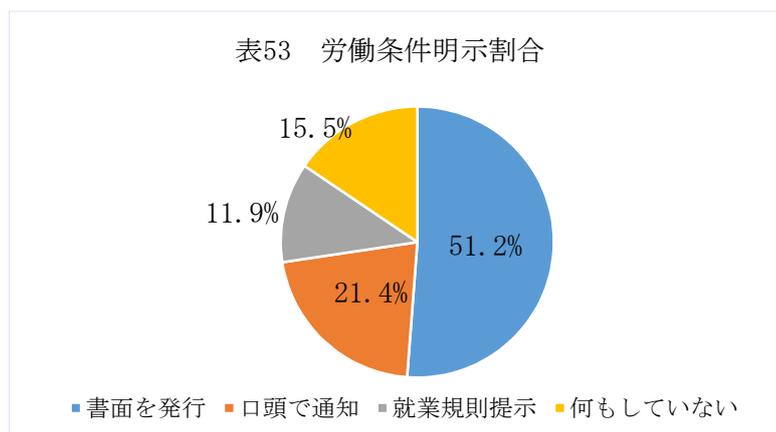
(5) 就業規則

就業規則の状況について、「就業規則有り」が59.0%となっており、その内訳を見ると、「専用の就業規則」が52.7%、「正社員の就業規則適用」が34.5%となっている。【表51・52】



(6) 労働条件明示

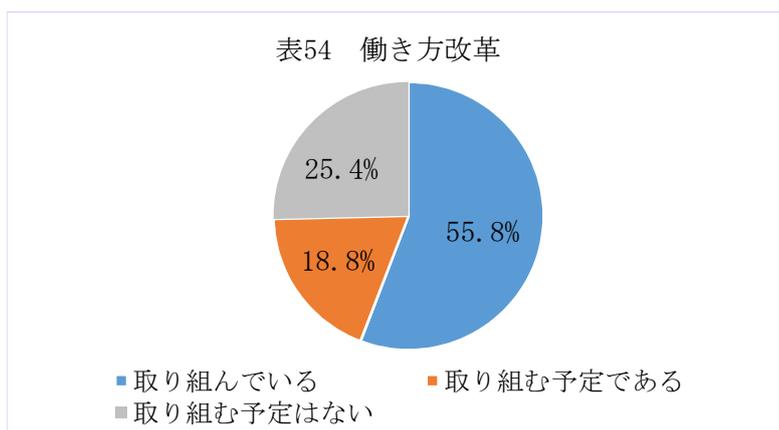
労働条件明示の状況を見ると、「書面を発行」が51.2%で最も多く、次に「口頭で通知」が21.4%、「就業規則提示」の11.9%となっている。【表53】



8. 働き方改革について

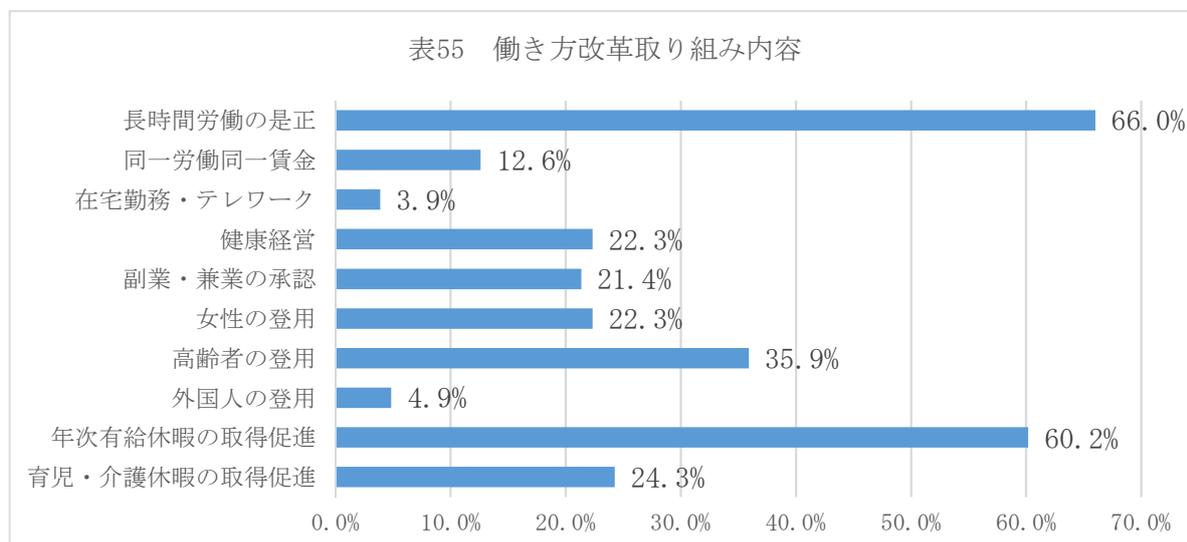
(1) 取組状況

働き方改革について、「取り組んでいる」が55.8%で最も多く、次に「取り組む予定はない」が25.4%、「取り組む予定である」が18.8%となっている。【表54】



(2) 取組内容

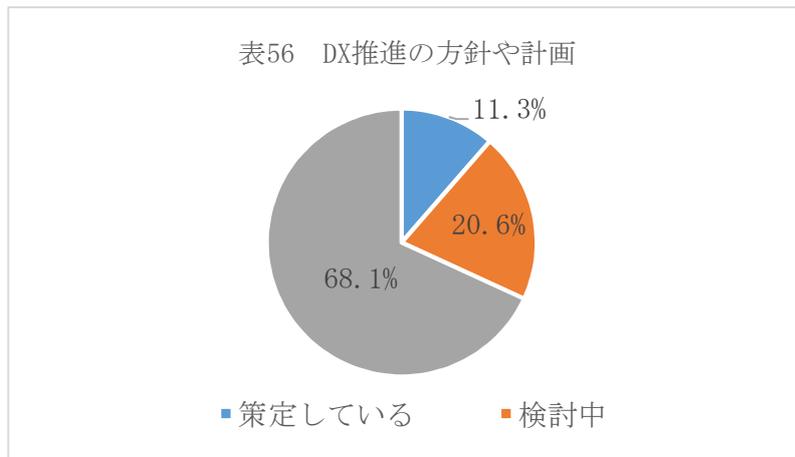
取組内容（予定を含む）を見ると、「長時間労働の是正」が66.0%で最も多く、次に「年次有給休暇の取得促進」が60.2%、「高齢者の登用」が35.9%となっている。【表55】



9. DX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みについて

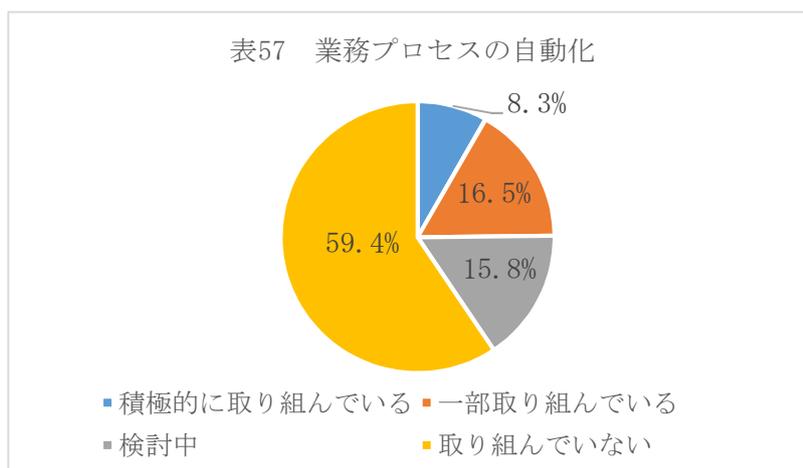
（1）DX推進の方針や計画の策定

「策定していない」が68.1%と最も多く、「検討中」が20.6%、「策定している」が11.3%となっている。【表56】



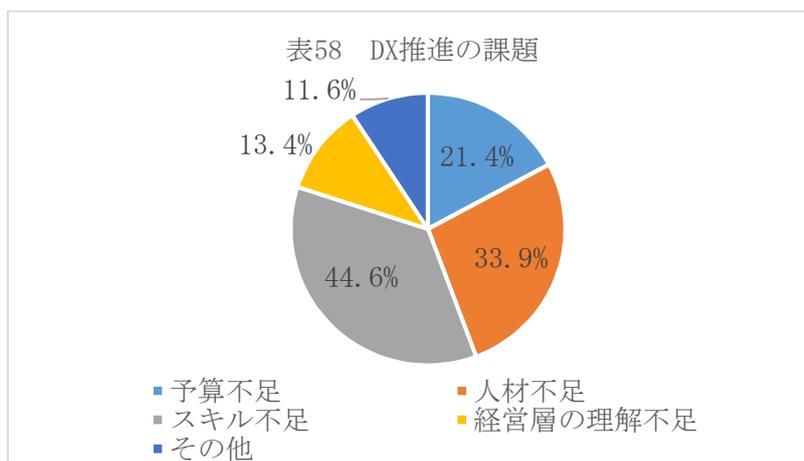
（2）業務プロセスの自動化

「取り組んでいない」が59.4%と最も多く、「一部取り組んでいる」が16.5%、「積極的に取り組んでいる」が8.3%となっている。【表57】



（3）DX推進の課題

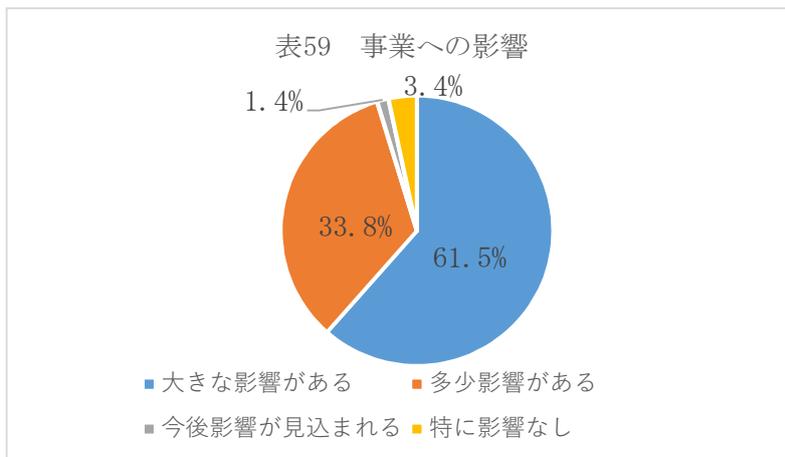
「スキル不足」が44.6%で最も多く、「人材不足」が33.9%、「予算不足」が21.4%となっている。【表58】



10. 物価高・エネルギー高騰について

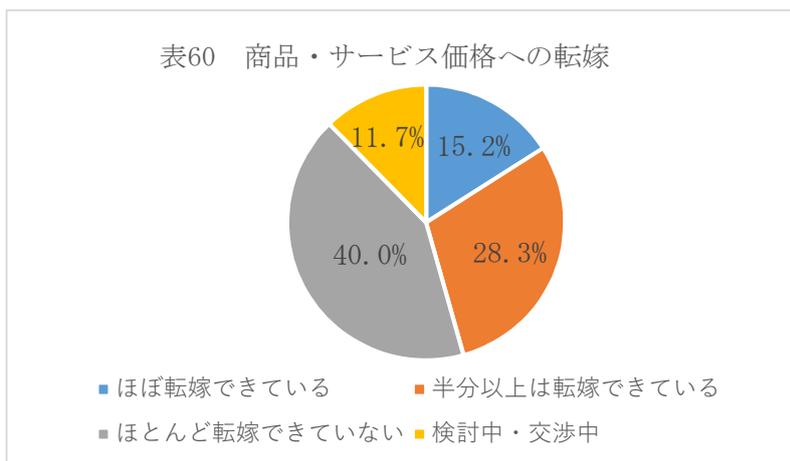
(1) 事業への影響

「大きな影響がある」が61.5%で最も多く、次に「多少影響がある」が33.8%、「特に影響なし」が3.4%となっている。【表59】



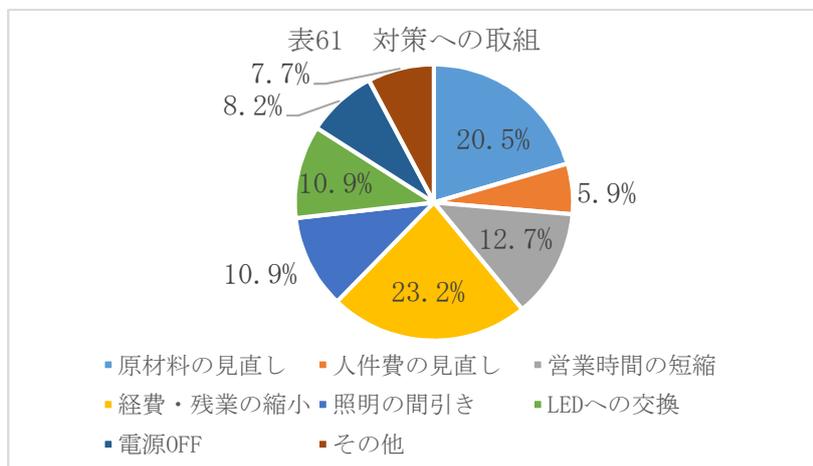
(2) 商品・サービス価格への転嫁

「ほとんど転嫁できていない」が40.0%と最も多く、次に「半分以上は転嫁できている」が28.3%、「ほぼ転嫁できている」が15.2%となっている。【表60】



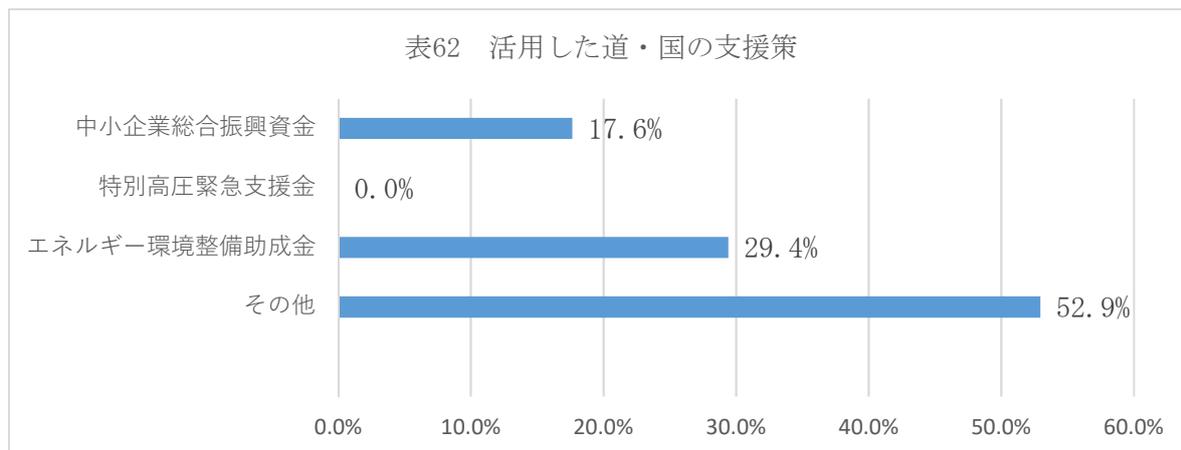
(3) 対策への取組

「経費・残業の見直し」が23.2%で最も多く、次に「原材料の見直し」が20.5%、「営業時間の短縮」が12.7%となっている。【表61】



(4) 活用した道・国の支援策

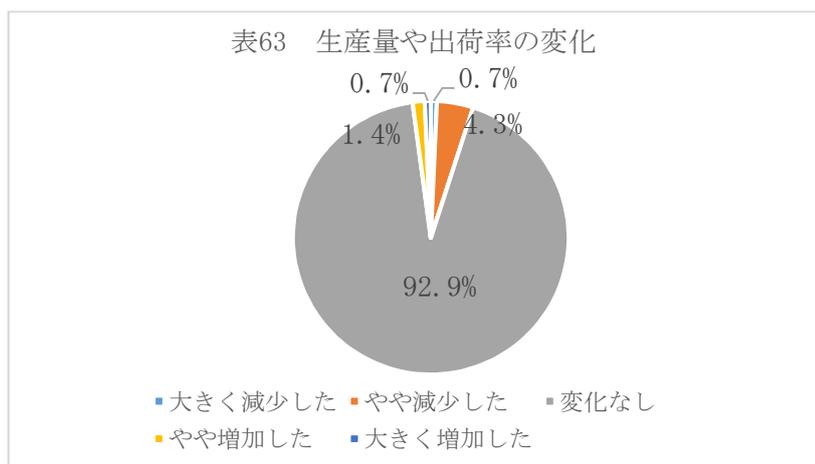
「その他」が52.9%と最も多く、「エネルギー環境整備助成金」が29.4、「中小企業総合振興資金」が17.6%となっている。【表62】



1.1. アメリカ政府による関税増の影響

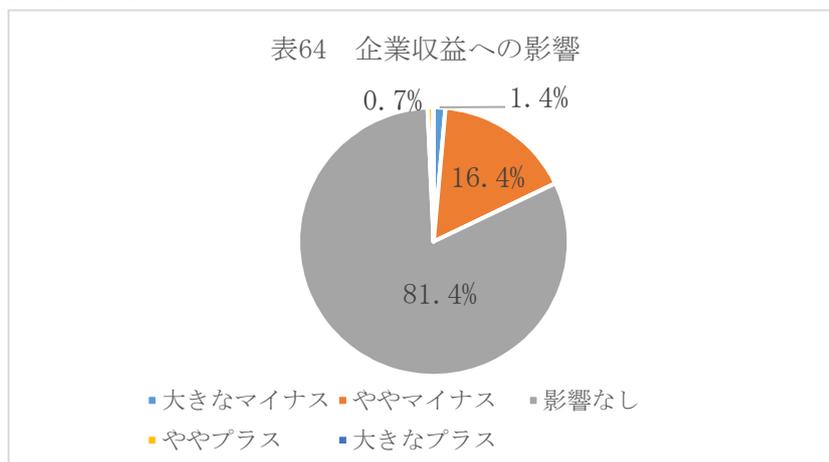
(1) 生産量や出荷率の変化

「変化なし」が92.9%で最も多く、「やや減少した」が4.3%、「やや増加した」が1.4%となっている。【表63】



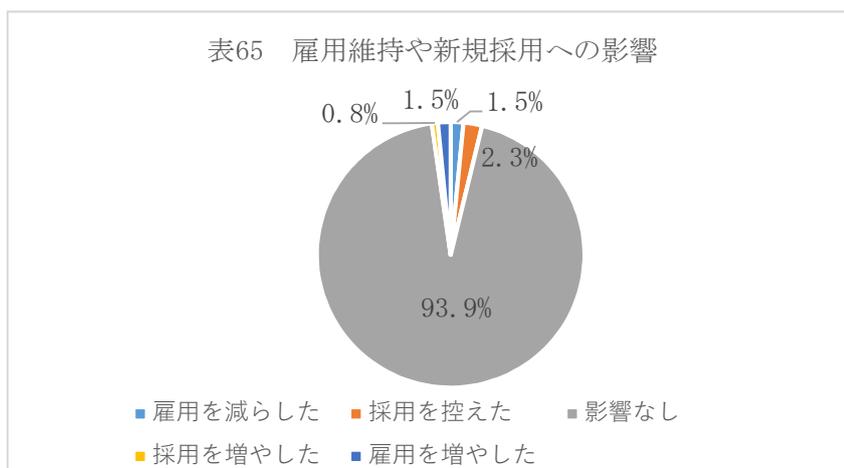
(2) 企業収益への影響

「影響なし」が81.4%で最も多く、「ややマイナス」が16.4%、「大きなマイナス」が1.4%となっている。【表64】



(3) 雇用維持や新規採用への影響

「影響なし」が93.9%で最も多く、「採用を控えた」が2.3%、「雇用を減らした」と「雇用を増やした」が同率の1.5%となっている。【表65】



1 2. 経営状況について（前年度との比較）

(1) 売上高について

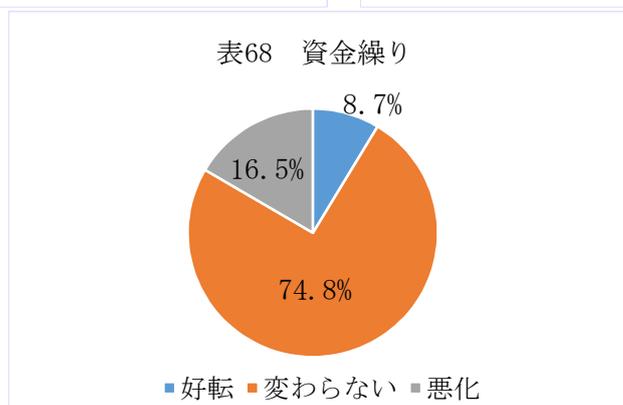
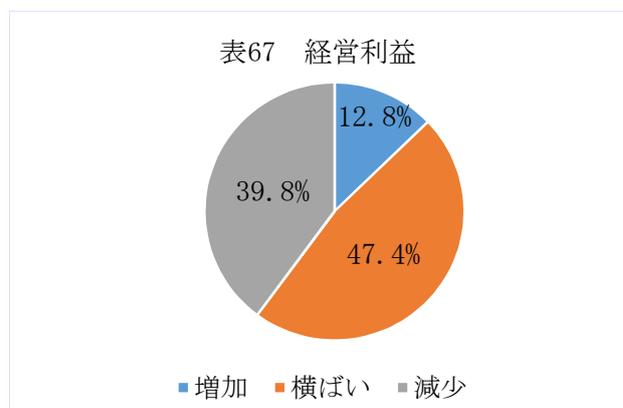
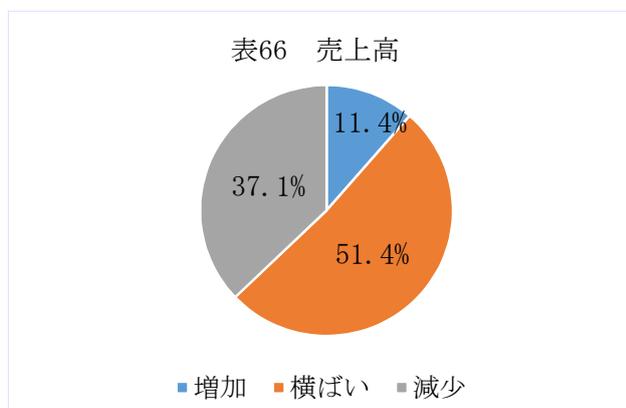
前年と比較した売上高では、「横ばい」が51.4%で最も多く、次に「減少」が37.1%、「増加」が11.4%となっている。【表66】

(2) 経常利益について

経常利益では、「横ばい」が47.4%で最も多く、次に「減少」が39.8%、「増加」が12.8%となっている。【表67】

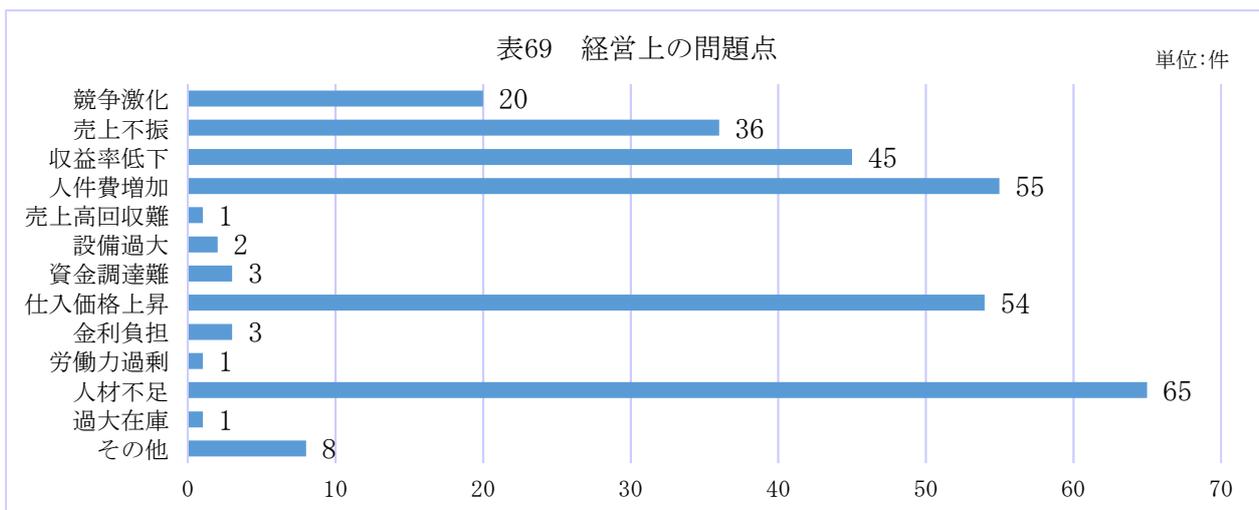
(3) 資金繰りについて

資金繰りでは、「変わらない」が74.8%で最も多く、次に「悪化」が16.5%、「好転」が8.7%となっている。【表68】



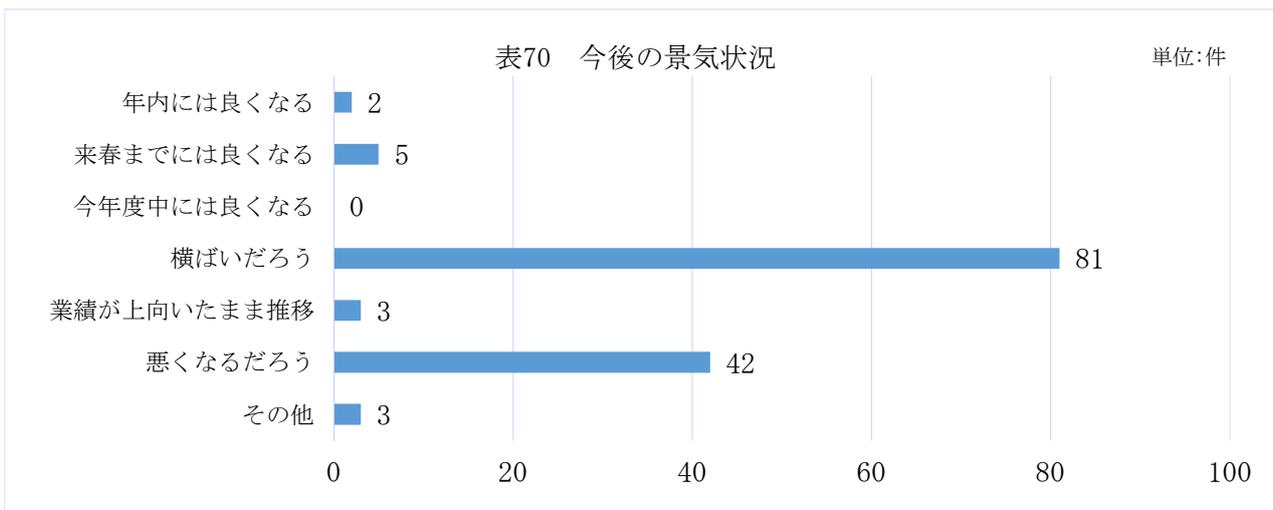
(4) 当面する経営上の問題点について（複数回答あり）

当面する経営上の問題点では、「人材不足」が65件で最も多く、次に「人件費増加」が55件、「仕入れ価格上昇」が54件となっている。【表69】



(5) 今後の景気状況

今後の景気状況の予測について、「横ばいだろう」が81件で最も多く、次に「悪くなるだろう」が42件となっている。【表70】



13. 設備投資状況について

(1) 令和7年度の設備投資状況

設備投資を「実施した」が22.4%、「実施していない」が77.6%となっている。【表71】「実施した」内訳を見ると、「機械の更新」が74.3%で最も多く、次に「建物・構築物の新設」が14.3%、「建物・構築物の増設」が11.4%となっている。【表72】

表71 設備投資

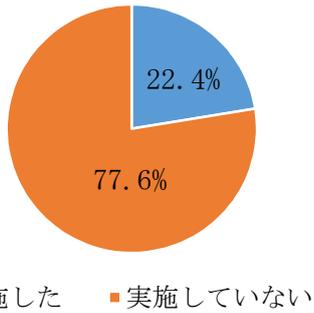
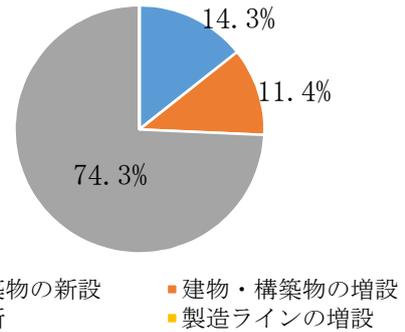


表72 設備投資の内訳



(2) 令和8年度の設備投資予定

設備投資について、「予定あり」が9.5%、「予定なし」が90.5%となっている。【表73】「設備投資の予定内訳」を見ると、「機械の更新」が84.6%で最も多く、「建物・構築物の新設」と「建物・構築物の増設」が同率の7.7%となっている。【表74】

表73 設備投資

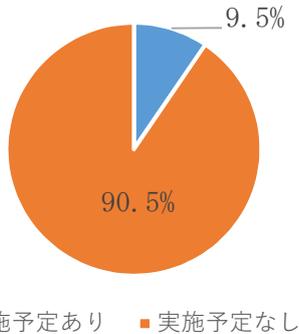
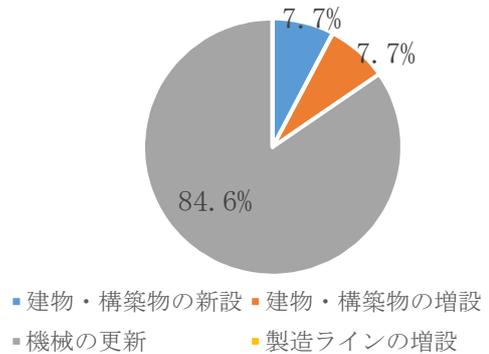


表74 設備投資の内訳

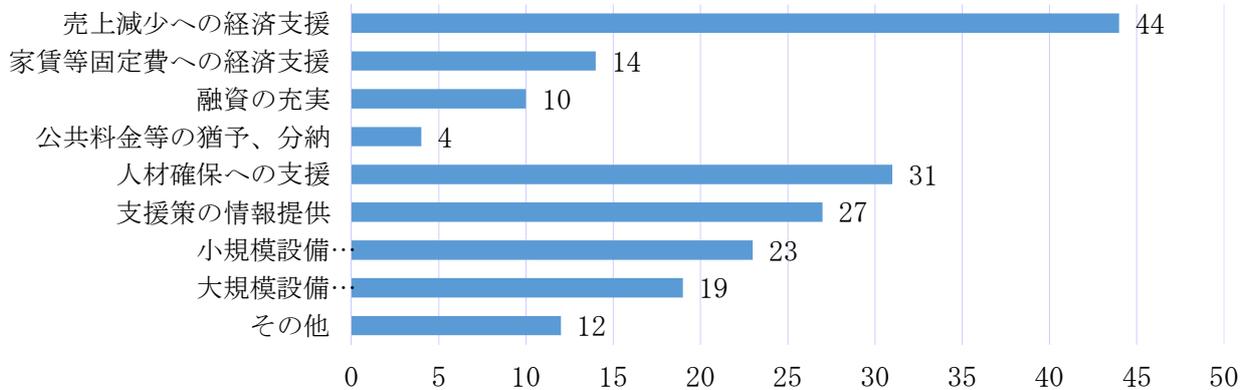


1 4. 今後期待する公的支援策について

「売上減少への経済支援」が44件で最も多く、次に「人材確保への支援」が31件、「支援策の情報提供」が27件となっている。【表75】

表75 期待する公的支援策

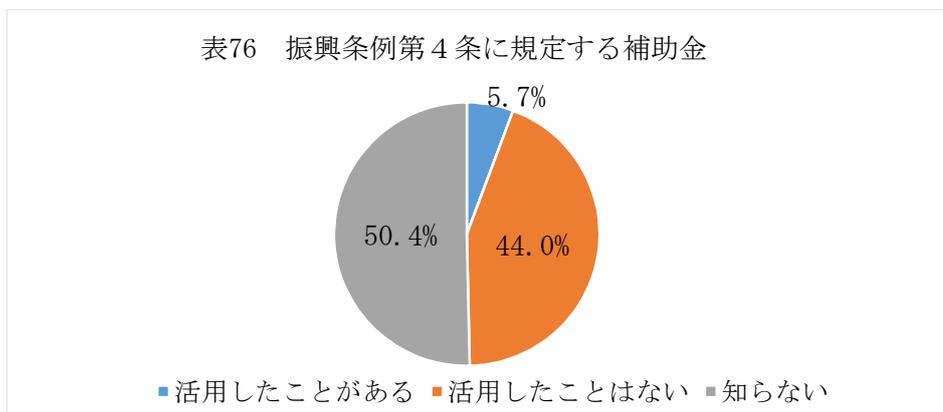
単位：件



15. 美唄市中小企業等振興補助金について

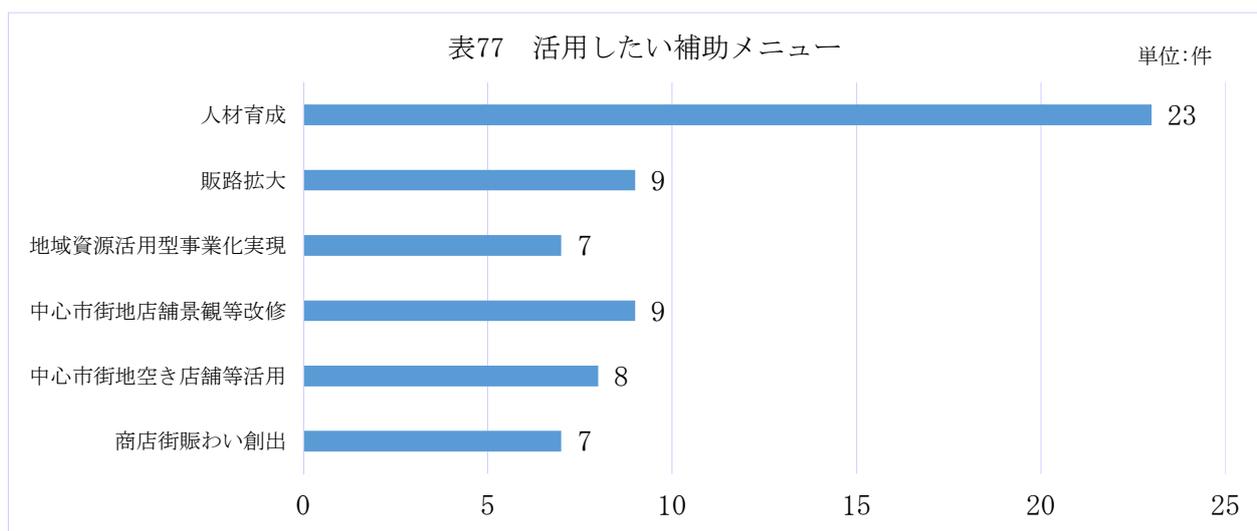
(1) 振興条例第4条に規定する補助金について

「知らない」が50.4%で最も多く、「活用したことはない」が44.0%、「活用したことがある」が5.7%となっている。【表76】



(2) 今後活用したい補助メニュー

「人材育成」が23件で最も多く、次に「中心市街地店舗景観等改修」と「販路拡大」が同数の9件となっている。【表77】



集計表

1.従業員について

(1) - 1 従業員の内訳

(単位：人)

区分	事業所 件数	内 訳	雇 用 形 態 計			正 社 員			パ ー ト タ イ マ ー			正 社 員 以 外		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 数	361	従業員 (内障がい者)	1,486 60	957 32	2,443 92	1,073 36	373 14	1,446 50	181 10	425 15	606 25	232 14	159 3	391 17
産 業 別	鉱 業	従業員	12	2	14	12	2	14			0			0
		(内障がい者)	5	0	5			0			0	5		5
	建 設 業	従業員	448	81	529	355	62	417	4	10	14	89	9	98
		(内障がい者)	5	0	5	5		5			0			0
	製 造 業	従業員	307	145	452	251	76	327	23	68	91	33	1	34
		(内障がい者)	24	14	38	20	11	31		3	3	4		4
	電気・ガス・熱 供給・水道業	従業員	14	4	18	11	4	15	3		3			0
		(内障がい者)	0	0	0			0			0			0
	情報通信業	従業員	12	8	20	8	6	14	1		1	3	2	5
		(内障がい者)	1	0	1			0	1		1			0
	運 送 業	従業員	106	18	124	89	15	104	4	2	6	13	1	14
		(内障がい者)	5	0	5	4		4			0	1		1
	卸売・小売業	従業員	75	79	154	65	30	95	5	35	40	5	14	19
		(内障がい者)	6	2	8	6	2	8			0			0
金融・保険業	従業員	20	25	45	18	19	37		6	6	2		2	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0	
不動産業	従業員	2	2	4	1	1	2	1	1	2			0	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0	
飲食店・宿泊業	従業員	29	82	111	13	10	23	12	69	81	4	3	7	
	(内障がい者)	0	4	4		1	1		3	3			0	
医療・福祉	従業員	150	258	408	77	75	152	32	87	119	41	96	137	
	(内障がい者)	8	6	14			0	5	3	8	3	3	6	
教育・学習支援業	従業員	81	30	111	55	22	77	23	8	31	3		3	
	(内障がい者)	3	0	3	1		1	2		2			0	
複合サービス事業	従業員	70	87	157	32	10	42	21	58	79	17	19	36	
	(内障がい者)	3	5	8			0	2	5	7	1		1	
サービス業	従業員	160	136	296	86	41	127	52	81	133	22	14	36	
	(内障がい者)	0	1	1			0		1	1			0	

(1) - 2 年齢別正社員数

(単位：人)

区分	内訳	合計			19歳以下			20～29歳			30～39歳			40～49歳			50～59歳			60歳以上			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
総数	従業員	1,073	373	1,446	12	6	18	107	68	175	156	54	210	239	78	317	327	109	436	232	58	290	
	(内障がい者)	35	15	50	0	0	0	7	5	12	5	0	5	7	4	11	12	2	14	4	4	8	
産	鉱業	従業員	12	2	14			0			0			2		2	6	2	8	4		4	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0		0				0			0	
業	建設業	従業員	355	62	417	7	1	8	35	10	45	55	12	67	60	11	71	94	20	114	104	8	112
	(内障がい者)	5	0	5			0	1		1			0	2		2			0	2		2	
別	製造業	従業員	251	76	327	4	1	5	40	16	56	31	5	36	61	14	75	78	27	105	37	13	50
	(内障がい者)	20	11	31			0	5	5	10	2		2	3	2	5	9	2	11	1	2	3	
業	電気・ガス・熱供給・水道業	従業員	11	4	15			0	1		1	1	1	2	3	3	6	5		5	1		1
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0	
業	情報通信業	従業員	8	6	14			0			0	1	3	4	5	2	7	2	1	3			0
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0			0			0	
業	運送業	従業員	89	15	104			0	9		9	8	3	11	23	6	29	33	5	38	16	1	17
	(内障がい者)	4	0	4			0	1		1	1		1	1	1		1	1		1			0
業	卸売・小売業	従業員	65	30	95			0	5	7	12	16	2	18	10	8	18	23	4	27	11	9	20
	(内障がい者)	5	3	8			0			0		2		2	1	2	3	2		2		1	1
業	金融・保険業	従業員	18	19	37		2	2	3	7	10	1	3	4	8	3	11	6	4	10			0
	(内障がい者)	0	0	0			0			0				0		0			0			0	
業	不動産業	従業員	1	1	2			0			0			0			0			0	1	1	2
	(内障がい者)	0	0	0			0			0				0		0			0			0	
業	飲食店・宿泊業	従業員	13	10	23	1	1	2			0	1	1	1	3	2	5	4	3	7	4	3	7
	(内障がい者)	0	1	1			0			0				0		0			0		1	1	
業	医療・福祉	従業員	77	75	152			0	2	10	12	11	13	24	23	13	36	27	29	56	14	10	24
	(内障がい者)	0	0	0			0			0				0		0			0			0	
業	教育・学習支援業	従業員	55	22	77			0	2	10	12	5	2	7	13	7	20	23	1	24	12	2	14
	(内障がい者)	1	0	1			0			0				0		0			0	1		1	
業	複合サービス事業	従業員	32	10	42			0	4	4	8	8	3	11	7	2	9	8	1	9	5		5
	(内障がい者)	0	0	0			0			0				0		0			0			0	
業	サービス業	従業員	86	41	127		1	1	6	4	10	18	6	24	21	7	28	18	12	30	23	11	23
	(内障がい者)	0	0	0			0			0				0		0			0			0	

(1) - 4 年齢別臨時・季節従業員数

(単位：人)

区分	内訳	合計			19歳以下			20～29歳			30～39歳			40～49歳			50～59歳			60歳以上			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
総数	従業員	237	159	396	1	0	1	18	8	26	19	9	28	23	32	55	52	31	83	124	79	203	
	(内障がい者)	8	4	12	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	2	2	2	1	3	4	0	4	
産	鉱業	従業員	5	0	5			0			0			0			0		0	5		5	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0		0				0	
業	建設業	従業員	89	9	98			0	11		11	6	1	7	9	4	13	16		16	47	4	51
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0		0		0		0	
別	製造業	従業員	33	1	34	1		1	4		4	5		5	6		6	10		10	7	1	8
	(内障がい者)	4	0	4	1		1			0				0			0		0	3		3	
業	電気・ガス・熱供給・水道業	従業員	0	0	0			0			0			0			0		0			0	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0		0		0		0	
業	情報通信業	従業員	3	2	5			0			0			0			0		0	3	2	5	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0		0		0		0	
業	運送業	従業員	13	1	14			0			0			0			0		1	1	13		13
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0		0		0		0	
業	卸売・小売業	従業員	5	14	19			0	2	4	6	1	2	3		1	1		0	2	7	9	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0		0		0		0			0	
業	金融・保険業	従業員	2	0	2			0			0			0			0	1		1	1	1	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0		0		0		0	
業	不動産業	従業員	0	0	0			0			0			0			0		0			0	
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0		0		0		0	
業	飲食店・宿泊業	従業員	4	3	7			0			0		1	1	1	1	2	2		2	1	1	2
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0			0		0		0		0	
業	医療・福祉	従業員	41	96	137			0		4	4	6	1	7	2	17	19	15	19	34	18	55	73
	(内障がい者)	3	3	6			0		1	1				0		1	1	2	1	3	1		1
業	教育・学習支援業	従業員	3	0	3			0			0			0			0				3		3
	(内障がい者)	0	1	1			0			0				0		1				0		0	
業	複合サービス事業	従業員	17	19	36			0	1		1	1	2	3	1	7	8	7	9	16	7	1	8
	(内障がい者)	1	0	1			0			0		1		1			0		0			0	
業	サービス業	従業員	22	14	36			0			0		2	2	4	2	6	1	2	3	17	8	25
	(内障がい者)	0	0	0			0			0			0		0		0		0			0	

(2) 従業員の住所地と人数 (単位：人)

区 分		美唄市内	美唄市外
総 数		1784	601
産 業 別	鉱 業	13	6
	建 設 業	399	146
	製 造 業	302	85
	電気・ガス・熱供給・水道業	18	
	情報通信業	17	4
	運 送 業	89	38
	卸売・小売業	82	33
	金融・保険業	29	16
	不動産業	4	
	飲食店・宿泊業	103	24
	医療・福祉	334	73
	教育・学習支援業	81	35
	複合サービス事業	101	56
サービス業	212	85	

(3) 従業員の増減 単位 (増減：人 / 増減なし：事業所)

区 分		増えた		減った		増減なし
		男	女	男	女	
総 数		62	31	58	37	74
産 業 別	鉱 業			2		
	建 設 業	18	4	16	4	17
	製 造 業	23	8	17	7	10
	電気・ガス・熱供給・水道業			1		
	情報通信業		1		1	
	運 送 業		1	8	1	2
	卸売・小売業	3	2	2	2	16
	金融・保険業			2	3	2
	不動産業					1
	飲食店・宿泊業	3	2	1	5	7
	医療・福祉	6	3	1	6	2
	教育・学習支援業	2	3	1		
	複合サービス事業			4	5	
サービス業	7	7	3	3	17	

(4) 労働力の過不足について (単位: 事業所)

区分		不足している	充足している	過剰である
総数		73	69	1
産別	鉱業		2	
	建設業	27	6	
	製造業	14	6	1
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	
	情報通信業			
	運送業	3	4	
	卸売・小売業	7	13	
	金融・保険業	3	1	
	不動産業		2	
	飲食店・宿泊業	3	9	
	医療・福祉	4	4	
	教育・学習支援業	1	1	
	複合サービス事業	2	1	
サービス業	9	19		

(5) 必要としている労働力

(単位: 事業所)

区分		正社員	契約社員	アルバイト	パート	季節社員	派遣社員	外国人の活用
総数		55	8	11	22	15	0	2
産別	鉱業							
	建設業	23	1	1		12		
	製造業	11	1	2	4	1		
	電気・ガス・熱供給・水道業							
	情報通信業							
	運送業	3		1				
	卸売・小売業	4	1	3	3			1
	金融・保険業	2			2			
	不動産業				1			
	飲食店・宿泊業	1		1	3			
	医療・福祉	2	2		4			1
	教育・学習支援業	1			1			
	複合サービス事業	1	2		1			
サービス業	7	1	3	3	2			

(6) 必要としている職種

(単位：件)

区 分		事務職	技術職	労務職	その他
総 数		18	46	39	5
業 別	鉱 業				
	建 設 業	1	22	17	
	製 造 業	4	8	5	2
	電気・ガス・熱供給・水道業				
	情報通信業				
	運 送 業		2	2	
	卸売・小売業	2	3	3	1
	金融・保険業	3			
	不動産業	1			
	飲食店・宿泊業	1	2	3	
	医療・福祉	1	3	3	
	教育・学習支援業				1
	複合サービス事業	1		1	
	サービス業	4	6	5	1

(8) 役職者数

(単位：人)

区 分		部長相当職以上 (役員等含む)		課長相当職		係長相当職	
		男	女	男	女	男	女
総 数		158	26	154	28	85	30
業 別	鉱 業	3		6			
	建 設 業	58	3	48	3	26	6
	製 造 業	20	1	23	5	27	3
	電気・ガス・熱供給・水道業	2		4		1	1
	情報通信業	1		5			
	運 送 業	9	1	4	2	3	
	卸売・小売業	12	5	5		4	1
	金融・保険業	10	1	9	4		3
	不動産業	1	2				
	飲食店・宿泊業	6	3	1	1	1	
	医療・福祉	12	5	18	6	15	13
	教育・学習支援業	4	1	4	2	1	1
	複合サービス事業	1		7	1	3	
	サービス業	19	4	20	4	4	2

(9) 女性管理職の増員、登用 (単位：事業所)

区 分		ある	ない	検討中
総 数		12	82	37
産 業 別	鉱 業		2	
	建 設 業	4	18	6
	製 造 業	4	8	8
	電気・ガス・熱供給・水道業			1
	情報通信業		1	
	運 送 業		4	3
	卸売・小売業	1	15	4
	金融・保険業	2	1	1
	不動産業		2	
	飲食店・宿泊業	1	9	2
	医療・福祉	2	3	2
	教育・学習支援業			2
	複合サービス事業	1		2
サービス業	1	19	6	

2.正社員の労働状況について

(1) 正社員の職種別従業員数

(単位：人)

区 分		事務系		技術系		労務系	
		男	女	男	女	男	女
総 数		167	195	617	137	283	96
産 業 別	鉱 業	2	2	6		4	
	建 設 業	34	48	220	13	102	4
	製 造 業	35	31	108	6	80	66
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	10		3	
	情報通信業	1	5	10	1	1	
	運 送 業	4	10	53	1	49	5
	卸売・小売業	8	12	42	19	12	1
	金融・保険業	19	19	1			
	不動産業	1	1				
	飲食店・宿泊業	3	2	4	3	5	5
	医療・福祉	9	8	62	78	4	7
	教育・学習支援業	6	18	47	4	2	
	複合サービス事業	32	10				
サービス業	12	25	54	12	21	8	

(2) -1 令和7年4月の新規学卒者の採用者数

(単位：人)

区分	事務系						技術系						労務系						採用しなかった理由				
	高校卒		短大卒		大学卒		高校卒		短大卒		大学卒		高校卒		短大卒		大学卒		現状維持	経営の合理化	業績不振	その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女							
総数	3	6	0	0	3	1	1	2	0	4	0	0	4	1	0	1	1	0	68	4	5	18	
産別	鉱業																		1	1			
	建設業							1					4						13		2	6	
	製造業		2						1											8	1		6
	電気・ガス・熱供給・水道業																			1			
	情報通信業																			1			
	運送業																			4			
	卸売・小売業										1							1		12		1	
	金融・保険業		2			3	1													2			1
	不動産業																			1		1	
	飲食店・宿泊業		1												1					5	1		
	医療・福祉										3							1		1	1		2
	教育・学習支援業																			1			
	複合サービス事業	3																		2			
	サービス業		1						1											16		1	3

(2) -2 令和8年4月の新規学卒者の採用予定者数

(単位：人)

区 分	事 務 系						技 術 系						労 務 系						採 用 予 定 が な い 理 由			
	高校卒		短大卒		大学卒		高校卒		短大卒		大学卒		高校卒		短大卒		大学卒		現状維持	経営の 合理化	業績不振	その他
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
総 数	0	7	1	0	0	0	15	4	3	1	4	1	2	0	0	0	0	0	66	5	5	15
業 別	鉱 業																		1	1		
	建 設 業						11	1	2		2								14		2	4
	製 造 業		2				2		1		1		1						7	2		3
	電気・ガス・熱供給・水道業																		1			
	情報通信業																		1			
	運 送 業													1					3			1
	卸売・小売業																		13		1	
	金融・保険業		3																2			
	不動産業																		1		1	
	飲食店・宿泊業																		5	1		
	医療・福祉							3		1	1	1							1	1		1
	教育・学習支援業		2					2											1			
	複合サービス事業			1															2			
サービス業																		14		1	6	

(3) -1 正社員1日の所定労働時間（休暇時間を除く）

（単位：事業所）

区 分		7時間以下	7時間超～ 7時間30分以下	7時間30分超～ 8時間以下	8時間超
総 数		24	29	79	12
産 別	鉱 業			2	
	建 設 業	5	5	21	2
	製 造 業	1	4	15	1
	電気・ガス・熱供給・水道業		1		
	情報通信業			1	
	運 送 業	1	4		2
	卸売・小売業	3	4	11	4
	金融・保険業		2	2	
	不動産業	2			
	飲食店・宿泊業	6		4	1
	医療・福祉		2	4	1
	教育・学習支援業			2	
	複合サービス事業		1	2	
	サービス業	6	6	15	1

(3) -2 正社員の1週間の所定労働時間（単位：事業所）

区 分		38時間以下	38時間超～ 40時間以下	40時間超
総 数		31	82	25
産 別	鉱 業		1	1
	建 設 業	3	24	4
	製 造 業	3	16	1
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	
	情報通信業		1	
	運 送 業		5	2
	卸売・小売業	5	9	8
	金融・保険業	2	1	
	不動産業	2		
	飲食店・宿泊業	6	3	1
	医療・福祉	2	3	2
	教育・学習支援業		1	1
	複合サービス事業	1	2	
	サービス業	7	15	5

(3) -3 正社員の所定外月労働時間

(単位：事業所)

区 分		10時間以下	10時間超～ 20時間以下	20時間超～ 30時間以下	30時間超～ 40時間以下	40時間超～ 50時間以下	50時間超
総 数		77	32	11	7	4	1
産 業 別	鉱 業	1	1				
	建 設 業	18	6	3	4	1	
	製 造 業	12	6	2	1		
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1					
	情報通信業	1					
	運 送 業	1	2	2	1	1	
	卸売・小売業	13	3	2		1	
	金融・保険業	2	2		1		
	不動産業	1					
	飲食店・宿泊業	5	1	2			1
	医療・福祉	3	2			1	
	教育・学習支援業	1	1				
	複合サービス事業	2	1				
	サービス業	16	7				

(4) -1 週休二日制の実施状況

(単位：事業所)

区 分	完全週休 二日制	隔週 週休二日制	月3回 実施	月2回 実施	月1回 実施	その他	未実施	
総 数	56	24	7	6	8	22	20	
産 業 別	鉱 業		1	1				
	建 設 業	10	8	2		2	6	5
	製 造 業	12	2	2	3		2	
	電気・ガス・熱供 給・水道業						1	
	情報通信業	1						
	運 送 業				1		4	1
	卸売・小売業	7		2	1	3	3	5
	金融・保険業	4						
	不動産業	1					1	
	飲食店・宿泊業	3	3			2		4
	医療・福祉	1	2				2	2
	教育・学習支援業	2						
	複合サービス事業	2					1	
	サービス業	13	8		1	1	2	3

(4) -2 1人あたりの年次有給休暇の取得日数 / (4)-3 年次休暇の実施状況

(単位：事業所)

区分		(4) -2			(4) -3																								
		取得日数			夏 季 休 暇					年 末 年 始 休 暇					育 児 休 業 休 暇					介 護 休 業 制 度									
		①5日 未満	②5日 以上10日 未満	③10日 以上	無	有	年日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	
総 数		25	61	45	38	87	4.2	49	12	10	20	110	5.3	57	12	17	50	57	191.1	8	8	38	54	52	86.3	11	5	35	
産 業 別	鉱 業			2		2	4.5	1		1		2	5.5	1		1		2	365.0			2		2	5.0	1		1	
	建 設 業	6	18	8	7	23	5.1	12	6	2	2	30	7.0	14	6	3	13	11	245.7		3	5	15	9	93.0		3	5	
	製 造 業	3	16	2	3	17	5.2	12	2	2	3	17	6.1	12	1	2	8	12	77.0	4		8	9	11	5.0	3		8	
	電気・ガス・熱 供給・水道業			1		1	1	1				1	3.0	1				1	90.0			1		1	90.0			1	
	情報通信業		1			1	4	1				1	6.0	1				1				1		1				1	
	運 送 業	1	4	2	1	6	2.8	3	1	1		7	4.2	4	1	1	2	5	38.3		2	3	2	5	91.0		2	3	
	卸売・小売業	5	6	5	6	8	3.6	4		1	4	12	5.9	5		2	8	5		2	1	2	9	4		2		2	
	金融・保険業	1	1	2		4	4.8	3	1		1	3	4.0	2	1		1	3	163.7		1	2	1	3	274.0	1			2
	不動産業			1		1	5	1				1	7.0	1															
	飲食店・宿泊業	3	5	2	6	1	10	1			3	5	6.3	1		4	6	1				1	6	1					1
	医療・福祉	1	3	3	3	4	4	1		1	2	5	5.5	2		1	1	5	156.0	1		4	1	5	63.7	1			4
	教育・学習支援業			2	1	1	3		1			2	3.0	1	1			2	365.0			2	1	1					1
	複合サービス事業		2	1	2	1	3	1				3	4.3	2		1	1	2	227.5			2		3	62.0	1			2
サービス業	5	5	14	9	17	3.3	8	1	2	5	21	5.9	10	2	2	10	7	183.0	1	1	5	10	6	93.0	2			4	

3. 正社員の賃金状況について

(1) -1 初任給

(単位：円)

区 分	事 務 職						技 術 職						労 務 職							
	高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
総 数 (平 均)	178,292	177,671	191,858	190,560	203,469	201,428	174,477	181,393	195,140	194,037	202,791	201,838	184,456	180,622	191,504	191,827	201,404	200,900		
産 業 別	鉱 業	159,900	159,900	167,700	167,700	174,800	174,800	159,900	159,900	167,700	167,700	174,800	174,800	167,450	159,900	167,700	167,700	174,800	174,800	
	建 設 業	212,417	198,813	202,720	197,267	220,467	210,560	227,564	218,056	232,260	225,371	239,430	233,471	213,050	192,000	198,775	196,275	210,825	208,326	
	製 造 業	178,252	178,794	183,642	182,642	193,284	192,284	175,907	173,889	185,419	184,585	191,303	190,589	188,935	194,532	181,153	187,737	191,605	201,474	
	電気・ガス・熱供給・水道業																			
	情報通信業	160,000	160,000	170,000	170,000	180,000	180,000	170,000	170,000	180,000	180,000	190,000	190,000	165,000	165,000	175,000	175,000	185,000	185,000	
	運 送 業	140,000	140,000					163,000	184,000											
	卸売・小売業	165,000	170,000	180,000	180,000	185,000	185,000	172,500	172,500	180,000	180,000	185,000	185,000	165,000	165,000	180,000	180,000	185,000	185,000	
	金融・保険業	227,500	227,500	230,000	230,000	242,500	242,500	120,000												
	不動産業																			
	飲食店・宿泊業		186,000															190,000		190,000
	医療・福祉	215,800	215,800	225,600	225,600	240,600	240,600	192,900	185,298	225,600	225,600	240,600	240,600			225,600	225,600	240,600	240,600	
	教育・学習支援業	162,000	162,000					162,000												
	複合サービス事業	167,015	167,015	178,635	178,635	195,365	195,365													
	サービス業	173,325	166,229	188,425	183,200	199,202	191,742	201,000	187,500	195,000	195,000	198,403	198,403	207,300	207,300	212,300	212,300	222,000	222,000	

区 分		19歳以下		20~29歳		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60歳以上	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数（平均）	事務職	179,860	179,388	197,308	193,012	239,611	210,171	252,635	233,281	307,541	210,380	221,286	161,152
	技術職	201,021	195,417	182,836	199,796	215,767	218,407	239,454	247,620	264,292	239,450	252,398	226,620
	労務職	180,794	178,125	209,064	200,788	217,171	195,550	228,307	225,149	250,831	208,608	178,126	184,543
産	鉱業	事務職								277,400	202,650		
		技術職							254,450	277,900		279,700	
		労務職								214,950		200,000	
建設業	事務職	200,000	180,500	220,000	192,375	317,700	237,400	251,500	265,700	420,167	218,916	304,777	232,875
	技術職	254,833	250,000	228,109	262,423	283,687	288,108	319,031	383,144	354,371	312,715	313,054	325,000
	労務職	190,000	190,000	240,000	240,000	254,000	250,000	235,000	295,000	288,636	253,200	256,008	320,000
製造業	事務職		184,800	208,000	208,000	220,000	193,667	288,350	271,647	329,375	232,750	224,333	175,000
	技術職			208,000	208,000	276,400	201,500	234,600	258,000	258,600	253,667	260,629	230,000
	労務職	186,133		214,506	206,000	222,658	150,000	247,982	200,825	281,465	269,649	224,387	205,920
業	電気・ガス・熱供給・水道業	事務職								194,500	305,200	181,500	
		技術職			157,000		152,300		234,900		280,700		200,000
		労務職											63,000
情報通信業	事務職				198,500				232,750	268,000			
	技術職					221,500	213,700	288,920		288,667		288,000	
	労務職							218,000					
運送業	事務職							280,000	165,500			157,000	180,000
	技術職			164,600		177,500		191,667		208,850		233,100	
	労務職			200,000		250,000	178,000		190,000	200,000	110,000	140,250	
卸売・小売業	事務職	166,250	166,250	181,750	181,750	209,750	196,750	237,460	237,460	272,400	236,200	190,680	120,340
	技術職	166,250	166,250	195,875	181,750	209,750	209,750	284,973	228,307	274,133	236,200	246,893	195,340
	労務職	166,250	166,250	181,750	181,750	206,375	209,750	222,460	244,920	239,200	272,400	181,840	160,340
金融・保険業	事務職												
	技術職					160,000							
	労務職												
不動産業	事務職											80,000	80,000
	技術職												
	労務職												
飲食店・宿泊業	事務職	186,000	186,000					250,000	250,000	280,000	280,000		
	技術職					270,000						300,000	100,000
	労務職						190,000	265,000	195,000	280,000	165,000		50,000
医療・福祉	事務職				211,700	272,700	180,000			382,100		405,100	180,000
	技術職	170,000	170,000	170,000	170,000	180,000	197,093	180,000	196,500	180,000	185,000	180,000	375,000
	労務職									320,900			234,400
教育・学習支援業	事務職			181,500	180,000	203,000	180,000	216,655	206,000	178,000	186,000	200,000	196,000
	技術職			179,000	180,000	186,000	180,000	186,000	209,770	211,000		188,000	181,000
	労務職					188,590				181,500			
複合サービス事業	事務職	167,190		202,385	179,030	249,380	238,382	222,112	269,255	362,766	183,900		
	技術職												
	労務職												
サービス業	事務職			190,210	192,737	204,750	245,000	275,000	240,000		171,500	208,400	125,000
	技術職	213,000		160,105	196,605	256,300	238,700	220,000	210,000	308,700	209,667	287,000	180,000
	労務職				175,400	181,400		181,400			181,400	181,400	136,600

(2) 令和6年度の正社員の賃金改定状況

(単位：事業所)

区分	定期昇給のみ	ベースアップのみ	定期昇給とベースアップ	引き上げなし	引き下げ
総数	31	33	33	29	1
産別	鉱業		2		
	建設業	9	11	8	6
	製造業	5	3	7	5
	電気・ガス・熱供給・水道業	1			
	情報通信業			1	
	運送業	3	3	1	
	卸売・小売業	2	3	2	7
	金融・保険業		2	2	
	不動産業				1
	飲食店・宿泊業	3	2		3
	医療・福祉	1	1	2	2
	教育・学習支援業			2	
	複合サービス事業	1	1	1	
サービス業	6	7	5	5	1

(3) 令和7年度の正社員の賃金改定状況

(単位：事業所)

区分	定期昇給のみ	ベースアップのみ	定期昇給とベースアップ	引き上げなし	引き下げ	
総数	30	31	31	26	3	
産別	鉱業		2			
	建設業	10	9	7	7	
	製造業	4	3	8	4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1				
	情報通信業			1		
	運送業	3	3	1		
	卸売・小売業	4	3	1	6	1
	金融・保険業		2	1		
	不動産業					1
	飲食店・宿泊業	2	2		3	
	医療・福祉		1	3	2	
	教育・学習支援業		1	1		
	複合サービス事業	1	1	1		
サービス業	5	6	5	4	1	

(4) 正社員の各種手当支給状況

(単位：事業所)

区分	夏季手当					冬季手当					決算手当					燃料手当					扶養手当					通勤手当					住宅手当				
	無	有	①		②	無	有	①		②	無	有	①		②	無	有	①		②	無	有	①		②	③	無	有	①		②	③			
			定率	月分	定額			定率	月分	定額			定率	月分	定額			定率	月分	定額			扶養人数	定額支給	全額支給				定額支給	一部支給	全額支給		定額支給	一部支給	
総数	34	81	45	1.5	35	30	89	50	2.0	38	65	40	21	1.1	18	65	42	3	6.0	36	47	58	11	45	26	87	7	67	5	51	52	1	46	2	
産 業 別	鉱業		2		1		2			1	1	1			1	1	1					2		1		2		1		2		1			
	建設業	7	25	8	1.6	18	5	26	9	2.2	17	11	17	8	1.3	9	13	12		11	12	13	4	8	9	17	2	12	2	12	12		13		
	製造業	3	16	9	1.6	7	2	18	10	1.6	8	13	4			3	12	7	2	6.0	5	5	14	4	10	2	18	3	14		6	11	1	9	
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	1	2.0			1	1	2.2		1					1				1		1		1		1		1		1		1		
	情報通信業		1	1	1.5			1	1	2.5							1				1		1		1		1		1		1		1		
	運送業	1	5	4	1.2	1	1	6	4	1.9	2	3	2	2	1.4		2	4			4	2	4		4	1	5		4		3	3		3	
	卸売・小売業	5	8	3	1.5	5	5	9	4	1.5	5	9	4	2	1.0	2	9	4			4	8	5		5	7	6		4	1	9	4		2	1
	金融・保険業	2	2	2	1.8		2	2	2	2.3		4					3	1			1	1	3		3		4		4		1	3		3	
	不動産業	1					1					1					1					1				1				1					
	飲食店・宿泊業	4					4					4					4					2	2		2	2	4		4		4				
	医療・福祉	3	3	3	1.7		3	3	3	2.1		4	1			1	3	2			2	3	2		2	1	5		3	1	2	4		3	1
	教育・学習支援業		2	1	1.0			2	2	1.6		1	1	1	1.0			2			2	1	1		1		2		2			2		2	
	複合サービス事業	1	2	2	1.5		1	2	2	2.0		2	1	1	0.8		2	1	1		1		3	2	1		3	1	2			3		2	
	サービス業	7	14	11	1.4	3	6	17	12	2.0	5	11	9	7	1.3	2	15	6			4	12	7	1	6	3	19	1	15	1	13	6		6	

(5) 賃金規定・賃金表の有無について

(単位：事業所)

区 分		賃金規定あり 賃金表あり	賃金規定あり 賃金表なし	賃金規定なし
総 数		56	28	44
産 業 別	鉱 業	2		
	建 設 業	11	7	14
	製 造 業	10	3	6
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1		
	情報通信業	1		
	運 送 業	2	4	1
	卸売・小売業	5	1	10
	金融・保険業	3		1
	不動産業	1		
	飲食店・宿泊業	3	2	3
	医療・福祉	4	1	1
	教育・学習支援業	1	1	
	複合サービス事業	3		
サービス業	9	9	8	

4. 最低賃金の上昇に伴う影響

(1) 人件費の増加見込み

(単位：事業所)

		ほとんど増 えない	1~5%	6~10%	11~20%	20%以上
総 数		45	54	34	3	1
産 業 別	鉱 業		2			
	建 設 業	11	16	7	1	
	製 造 業	5	9	6		
	電気・ガス・熱 供給・水道業			1		
	情報通信業		1			
	運 送 業		2	4		1
	卸売・小売業	7	6	6		
	金融・保険業	1	3			
	不動産業	2				
	飲食店・宿泊業	4	4	1	1	
	医療・福祉	2	5	1		
	教育・学習支援業		1		1	
	複合サービス事業	1		1		
サービス業	12	5	7			

(2) パート・アルバイト採用への影響

(単位：事業所)

		大幅減	やや減	影響なし	やや増	大幅増
総数		4	11	102	9	0
業別	鉱業			2		
	建設業	1	1	23	3	
	製造業			15	3	
	電気・ガス・熱供給・水道業			1		
	情報通信業			1		
	運送業		1	6		
	卸売・小売業			17	1	
	金融・保険業		1	3		
	不動産業			1		
	飲食店・宿泊業		2	7	1	
	医療・福祉		1	6	1	
	教育・学習支援業			2		
	複合サービス事業		1	2		
	サービス業	3	4	16		

5. 定年・再雇用・退職金制度について

(単位：事業所)

区 分	(1) 定年制度			(2) 定年延長					(3)再雇用					(4) 退職金制度 (複数回答)									
	無	有	年齢 (歳)	無	有	実施予定	年齢 (歳)	検討中	無	有	嘱託採用	期間 (年)	臨時採用	期間 (年)	無	有	自社制度	中小企業退職 金共済制度	建設業退職金 共済制度	特定退職金共 済制度	生命保険会社 の企業年金	その他	
総 数	55	84	62.2	59	38	19	66.3	21	45	67	32	4.3	5	3.3	41	85	28	44	20	16	6	3	
産 業 別	鉱 業		2	62.5	2					2	2	5.0				2	2		1				
	建 設 業	12	22	62.9	14	11	7	65.7	5	9	18	11	4.4			5	24	5	13	19	6	2	1
	製 造 業	3	18	63.1	3	7	4	65	6	3	13	5	6.0			1	18	8	10		1	2	
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	60					1		1			1	5.0		1	1	1				
	情報通信業		1	60	1						1	1.0	1				1		1				
	運 送 業	2	5	63	5	2	1	65	2	3	4	3	3.7	1	5.0	2	5	3	1		3		
	卸売・小売業	8	9	62.2	7	8	2	62.5	3	9	6	3	3.7	1	2.0	9	7	2	4		2	1	
	金融・保険業	1	3	60	1	1	1	70		1	3	1	5.0			1	3	2					
	不動産業	2														2							
	飲食店・宿泊業	9	1	60	8	1				6	3	1	5.0			8	2	1	1				
	医療・福祉	5	3	65	3	2	1	70		3	3			1	1.0	3	3	1	1		1		
	教育・学習支援業	1	1	65					1	1							2		2		1		
	複合サービス事業		3	61	2	1	1	65			3	3	4.0				3	1	1				1
	サービス業	12	15	63.7	13	5	2	67.5	3	10	10	3	5.0			10	14	2	9		2	1	1

6. 保険・福利厚生制度について

(単位：事業所)

区 分	(1) 保険制度 (複数回答)					(2) 福利厚生制度 (複数回答)								
	無	有	健康 保険	雇用 保険	労災 保険	無	有	住宅 付 資金 貸	生活 付 資金 貸	福利 厚 生 施 設	慶 弔 給 付 金	被 服 代 助 ・ 食 事 成	そ の 他	
総 数	12	117	109	106	106	35	100	7	9	16	86	49	7	
産 業 別	鉱 業		2	2	2	2		2			2	1		
	建 設 業	3	29	28	28	28	9	22	2	1	2	20	14	4
	製 造 業		20	20	19	19	1	20	1	2	4	17	9	2
	電気・ガス・熱供 給・水道業		1	1	1	1		1				1	1	
	情報通信業		1	1	1	1		1				1		
	運 送 業		7	7	7	7		7		1		6	5	1
	卸売・小売業	2	14	12	11	11	5	13			2	10	5	
	金融・保険業		4	4	3	3	1	3	2	2	2	2	1	
	不動産業	1					1							
	飲食店・宿泊業	4	5	3	3	3	5	4				3	2	
	医療・福祉	1	7	6	7	7	4	4	1	1	1	3	1	
	教育・学習支援業		2	2	2	2		2				2	1	
	複合サービス事業		3	3	3	3		3	1	1	2	3	1	
	サービス業	1	22	20	19	19	9	18		1	3	16	8	

7. パートタイマーの雇用状況について

(1) パート従業員を雇用している理由

(単位：事業所)

区 分	雇用量に弾力性が持てる	人件費が割安となる	単純作業が多いため	季節的な繁忙を補うため	人手が必要な時間帯がある	一般労働者の採用が困難	福利厚生費がかからない	その他
総 数	23	16	13	20	28	7	4	4
産 業 別	鉱 業							
	建 設 業		1		5	5	1	
	製 造 業	5	6	2	2	2	1	1
	電気・ガス・熱供給・水道業							
	情報通信業		1			1		
	運 送 業		1	2		1		
	卸売・小売業	3	3	3	3	5		1
	金融・保険業	1						1
	不動産業		1	1				
	飲食店・宿泊業	2		3	4	5		
	医療・福祉	3	2			1	4	1
	教育・学習支援業	1			2	1	1	
	複合サービス事業	1		1		2		
	サービス業	7	1	1	4	5	1	1

(2) 職種別パートタイマーの雇用人数・平均年齢・平均賃金

(単位：人)

区 分	事 務 系						技 術 系						労 務 系						
	雇用人数		平均年齢		平均賃金		雇用人数		平均年齢		平均賃金		雇用人数		平均年齢		平均賃金		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総 数	8	39	57.6	52.3	1,106	1,207	50	105	52.9	55.7	1,164	1,187	100	193	52.4	57.2	1,160	1,089	
産 業 別	鉱 業																		
	建 設 業		2		45.5		1,010						6	1	62.5	60	1,638	1,075	
	製 造 業	1	2	26	62.5	1,075	1,303	6	2	46.5	44	1,188	1,105	20	68	64.8	52.5	1,096	1,106
	電気・ガス・熱供給・水道業																		
	情報通信業	1		64		1,075													
	運 送 業	1	2		50	1,225	1,025							3		39		1,075	
	卸売・小売業		3		42.7		1,908	5	29	41.5	56.3	1,035	1,060	3	5	60	51	1,200	1,125
	金融・保険業		6		57		1,113												
	不動産業	1	1																
	飲食店・宿泊業	1	3	69	53.5	1,150	1,049	2		65		1,187	1,200	14	52	39	57.6	1,081	1,110
	医療・福祉	1	5	77	57.3	1,010	1,323	17	65	52	51.8	1,400	1,415	10	31	59.8	55.1	1,075	1,089
	教育・学習支援業	2	7	52	58	1,105	1,020	17	1	71	64	1,060	1,020	1	1	33	74	1,020	1,020
	複合サービス事業		4		52	1,105	1,090												
	サービス業		4		44.3		1,227	3	8	41.3	62.5	1,115	1,320	43	35	61.3	50.3	1,095	1,100

(3) パートタイマー従業員の1週間の平均労働日数

(単位：事業所)

区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
総数	1	3	11	14	49	15	
産業別	鉱業						
	建設業		1		1	8	4
	製造業			1	4	7	
	電気・ガス・熱供給・水道業					1	
	情報通信業					1	
	運送業			1		3	
	卸売・小売業			4	3	7	3
	金融・保険業					2	
	不動産業					1	
	飲食店・宿泊業		1	2	1	5	4
	医療・福祉			1	1	5	
	教育・学習支援業			1		1	
	複合サービス事業				2		
サービス業	1	1	1	2	8	4	

(4) パートタイマー従業員の1日の平均労働時間

(単位：事業所)

区分	2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～8時間未満	8時間以上	
総数	1	11	17	16	42	7	
産業別	鉱業						
	建設業		2	1	1	9	2
	製造業		1	3	2	6	1
	電気・ガス・熱供給・水道業					1	
	情報通信業					1	
	運送業		1			3	
	卸売・小売業	1		5	2	6	2
	金融・保険業					1	1
	不動産業					1	
	飲食店・宿泊業		4	2	3	4	
	医療・福祉			2	3	2	
	教育・学習支援業			1		1	
	複合サービス事業			2			
サービス業		3	1	5	7	1	

(5) パートタイマー従業員の就業規則状況

(単位：事業所)

区分	無	有	就業規則			
			専用の就業規則	正社員の就業規則適用	その都度必要事項を決定	
総数	34	49	29	19	7	
業別	鉱業					
	建設業	7	4	1	2	2
	製造業	1	12	7	4	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1				
	情報通信業		1		1	
	運送業	2	2	1	1	
	卸売・小売業	8	4	2	3	1
	金融・保険業		2	2		
	不動産業		1			1
	飲食店・宿泊業	6	5	4	2	1
	医療・福祉	1	5	5	1	
	教育・学習支援業		2	2		
	複合サービス事業		2	2	1	
サービス業	8	9	3	4	1	

(6) 労働条件明示状況

(単位：事業所)

区分	書面を発行	口頭で通知	就業規則提示	何もしていない	
					総数
業別	鉱業				
	建設業	4	1	1	2
	製造業	8	3	2	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1			
	情報通信業	1			
	運送業	3	1		
	卸売・小売業	6	3	3	1
	金融・保険業	2			
	不動産業				1
	飲食店・宿泊業	3	5		4
	医療・福祉	4	2	2	
	教育・学習支援業	2			
	複合サービス事業	2			
サービス業	7	3	2	4	

8. 働き方改革について

(1) 取組状況

(単位：事業所)

区分		取り組んでいる	取り組む予定である	取り組む予定はない
総数		77	26	35
産別	鉱業	1	1	
	建設業	21	6	5
	製造業	15	3	2
	電気・ガス・熱供給・水道業			1
	情報通信業	1		
	運送業	4	3	
	卸売・小売業	8	4	8
	金融・保険業	2		
	不動産業	1		
	飲食店・宿泊業	2	4	6
	医療・福祉	3	2	2
	教育・学習支援業	2		
	複合サービス事業	3		1
サービス業	14	3	10	

(2) 取組内容、予定

(単位：事業所)

区分		長時間労働の是正	同一労働同一賃金	在宅勤務テレワーク	健康経営	副業・兼業の承認	女性の登用	高齢者の登用	外国人の登用	年次有給休暇の取得促進	育児・介護休暇の取得促進
総数		68	13	4	23	22	23	37	5	62	25
産別	鉱業	1		1	1					1	1
	建設業	19	3	1	3	2	7	13	1	16	6
	製造業	13	6	1	7	5	7	7	2	16	6
	電気・ガス・熱供給・水道業										
	情報通信業		1					1		1	
	運送業	6	1		1	1	1	2		2	
	卸売・小売業	7			3	4	2	1	1	5	1
	金融・保険業	2			2		1	1		2	1
	不動産業	1									
	飲食店・宿泊業	3	1		1	2	1	1		1	
	医療・福祉	2	1		1	4	2	3	1	3	2
	教育・学習支援業	2						2		2	1
	複合サービス事業	2				1	1	2		3	3
サービス業	10		1	4	3	1	4		10	4	

9. DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組み

(1) DX推進の方針や計画の策定 (単位：事業所)

区 分		策定している	検討中	策定していない
総 数		16	29	96
産 業 別	鉱 業			2
	建 設 業	4	8	20
	製 造 業	4	5	10
	電気・ガス・熱供給・水道業			1
	情報通信業		1	
	運 送 業		3	4
	卸売・小売業	2	1	18
	金融・保険業	3	1	
	不動産業			1
	飲食店・宿泊業		2	10
	医療・福祉		3	5
	教育・学習支援業			2
	複合サービス事業	1	1	2
サービス業	2	4	21	

(2) 業務プロセスの自動化 (単位：事業所)

区 分		積極的に取り組んでいる	一部取り組んでいる	検討中	取り組んでいない
総 数		11	22	21	79
産 業 別	鉱 業				1
	建 設 業	3	5	4	19
	製 造 業		7	6	5
	電気・ガス・熱供給・水道業				1
	情報通信業			1	
	運 送 業		1	2	4
	卸売・小売業	1	2	2	16
	金融・保険業	2	1	1	
	不動産業				1
	飲食店・宿泊業	1	1	1	8
	医療・福祉	1	1	1	4
	教育・学習支援業		2		
	複合サービス事業	1			1
サービス業	2	2	3	19	

(3) DX推進の課題

(単位：事業所)

区 分		予算不足	人材不足	スキル不足	経営層の 理解不足	その他
総 数		24	38	50	15	13
産 業 別	鉱 業					1
	建 設 業	6	9	11	3	
	製 造 業	4	9	12	2	
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	1	1	1		
	情報通信業			1		
	運 送 業	2	3	3		
	卸売・小売業	2	5	4	4	5
	金融・保険業		2	2		
	不動産業	1		1		
	飲食店・宿泊業	1	1	6	1	
	医療・福祉	2		4	1	1
	教育・学習支援業			1		
	複合サービス事業	1	2			
	サービス業	4	6	4	4	6

10. 物価高・エネルギー高騰について

(1) 事業への影響について

(単位：事業所)

区 分		大きな影響がある	多少影響がある	現在は影響ないが、今後影響が見込まれる	特に影響なし
総 数		91	50	2	5
産 業 別	鉱 業	2			
	建 設 業	22	12		
	製 造 業	16	4		1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1			
	情報通信業		1		
	運 送 業	7			
	卸売・小売業	12	8	1	2
	金融・保険業		4		
	不動産業	1	1		
	飲食店・宿泊業	8	7		
	医療・福祉	5	2		
	教育・学習支援業	2			
	複合サービス事業	2	1		
サービス業	13	10	1	2	

(2) 商品・サービス価格への転嫁について

(単位：事業所)

区 分		ほぼ転嫁できている	半分以上は転嫁できている	ほとんど転嫁できていない	検討中・取引先と交渉中	その他
総 数		22	41	58	17	7
産 業 別	鉱 業			1	1	
	建 設 業	7	15	6	3	2
	製 造 業	1	8	9	3	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1				
	情報通信業	1				
	運 送 業	2	2		3	1
	卸売・小売業	3	6	10	1	1
	金融・保険業		1	2		1
	不動産業			2		
	飲食店・宿泊業	1	4	8	2	
	医療・福祉	1		6		
	教育・学習支援業			1	1	
	複合サービス事業	1		2		
サービス業	4	5	11	3	1	

(3) 対策への取組について

(単位：事業所)

区分	原材料の見直し	人件費の見直し	営業時間の短縮	経営見直しによる経費・残業の縮小	照明の間引き、消灯	LED照明への交換	PCなど電気機器の電源OFF	その他	
総数	45	13	28	51	24	24	18	17	
業別	鉱業	1		1	2				
	建設業	13	4	2	13	6	7	3	3
	製造業	9		2	11	2	6	5	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1			1				
	情報通信業					1		1	
	運送業	2		2	3	1			1
	卸売・小売業	5	2	6	4	6	2	4	5
	金融・保険業				3			1	
	不動産業		1						1
	飲食店・宿泊業	6	2	7	3		1		2
	医療・福祉	3			2	1	1	1	1
	教育・学習支援業			1	1	1	1	1	
	複合サービス事業		1	1	1	1	1		1
	サービス業	5	3	6	7	5	5	2	2

(4) 活用した、活用予定の道・国の支援策について（単位：事業所）

区 分		中小企業総 合振興資金	特別高圧緊急 支援金	中小・小規模 企業生産向上 人材育成事業	その他
総 数		3	0	5	9
産 業 別	鉱 業				
	建 設 業	2		2	1
	製 造 業	1			1
	電気・ガス・熱 供給・水道業				
	情報通信業				
	運 送 業			1	
	卸売・小売業			2	4
	金融・保険業				
	不動産業				
	飲食店・宿泊業				
	医療・福祉				
	教育・学習支援業				
	複合サービス事業				1
	サービス業				2

(2) 企業収益への影響について

(単位：事業所)

区 分		大きなマイナス	ややマイナス	影響なし	ややプラス	大きなプラス
総 数		2	23	114	1	0
産 業 別	鉱 業			2		
	建 設 業		4	28		
	製 造 業	1	4	14	1	
	電気・ガス・熱供給・水道業		1			
	情報通信業			1		
	運 送 業			5		
	卸売・小売業		4	19		
	金融・保険業		1	3		
	不動産業			2		
	飲食店・宿泊業	1	3	9		
	医療・福祉		2	5		
	教育・学習支援業		1	1		
	複合サービス事業		1	2		
	サービス業		2	23		

(3) 雇用維持や新規採用への影響

(単位：事業所)

区 分	雇用を減らした	採用を控えた	影響なし	採用を増やした	雇用を増やした
総 数	2	3	124	1	2
業 別	鉱 業			2	
	建 設 業	1		29	1
	製 造 業			19	
	電気・ガス・熱 供給・水道業			1	
	情報通信業			1	
	運 送 業			6	
	卸売・小売業		1	18	
	金融・保険業			4	
	不動産業			2	
	飲食店・宿泊業		1	10	
	医療・福祉			7	
	教育・学習支援業			2	
	複合サービス事業		1	2	
	サービス業	1		21	

12. 経営状況について(前年4月~9月との比較)

(単位：事業所)

区 分	(1)売上高					(2)経常利益			(3)資金繰り			
	増加	(%位)	横 ばい	減 少	(%位)	増加	横 ばい	減 少	好 転	変 わ ら な い	減 少	
総 数	16	45.2	72	52	16.7	17	63	53	11	95	21	
業 別	鉱 業			2			2			2		
	建 設 業	3	81.3	20	12	37.2	4	18	11	2	24	3
	製 造 業			11	8	9.3	4	7	7	3	11	4
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	2.8				1				1	
	情報通信業	1	39				1			1		
	運 送 業			2	5	22.5		3	4		4	3
	卸売・小売業	5	32.6	9	6	9	2	8	8	1	13	3
	金融・保険業	1		2			1	2		1	2	
	不動産業			1	2	15			2			1
	飲食店・宿泊業	1	150	7	6	15	1	4	8	1	7	5
	医療・福祉	2	1	3	1		1	3	2		7	
	教育・学習支援業			1				1		1	1	
	複合サービス事業			2	1	15		2	1		3	
	サービス業	2	10	12	11	10.4	2	13	10	1	20	2

(4) 当面する経営上の問題点(3つまで選択)

(単位：事業所)

区分	競争激化	売上不振	収益率低下	人件費増加	売上高回収難	設備過大	資金調達難	仕入価格上昇	金利負担	労働力過剰	人材不足	過大在庫	その他	
総数	20	36	45	55	1	2	3	54	3	1	65	1	8	
産 業 別	鉱業			1				1			1		1	
	建設業	5	1	12	11		1	12	2		25		1	
	製造業	2	9	7	9		1	9			8		1	
	電気・ガス・熱供給・水道業		1		1									
	情報通信業										1			
	運送業	1	3	2	5						3			
	卸売・小売業	5	8	9	7			10		1	5	1	1	
	金融・保険業	3										3		
	不動産業		1	1										1
	飲食店・宿泊業		6	5	5			1	10			3		
	医療・福祉		1	1	3		1	1	4	1		5		1
	教育・学習支援業			1	1							1		
	複合サービス事業		1	1	1							1		
サービス業	4	5	6	11	1			8			9		2	

(5) 今後の景気状況

(単位：事業所)

区 分	年内には 良くなる	来年までには良 くなる	今年度中には 良くなる	横ばいだろう	業績が上向いた まま推移	悪くなるだろう	その他
総 数	2	5	0	81	3	42	3
産 業 別	鉱 業			1		1	
	建 設 業	1	1	24		7	
	製 造 業		2	11	1	3	
	電気・ガス・熱供 給・水道業			1			
	情報通信業				1		
	運 送 業		1	5		1	
	卸売・小売業			7		12	1
	金融・保険業			2			
	不動産業			1		1	
	飲食店・宿泊業	1		6	1	7	
	医療・福祉		1	4		2	
	教育・学習支援業			2			
	複合サービス事業			1		1	1
	サービス業			16		7	1

13. 設備投資状況について

(1) 令和7年度の設備投資状況

(単位：事業所)

区 分	設備投資		建物・構築物		機械・装置		設備投資額（万円）				
	無	有	新設	増設	機械の更新	製造の増設イン	建物	構築物	機械・装置	その他	
総 数	97	28	5	4	26	0	78,450	1,200	48,956	37,835	
産 業 別	鉱 業	2									
	建 設 業	25	5	1	1	5		3,000		12,016	
	製 造 業	12	6	1	1	6		4,000	1,000	14,980	400
	電気・ガス・熱供給・水道業	1									
	情報通信業	1									
	運 送 業	4	1		1	3				3,000	3,400
	卸売・小売業	13	4	2		1		15,260		150	20
	金融・保険業	4									
	不動産業	2									
	飲食店・宿泊業	7	4		1	3		200	200	710	
	医療・福祉	5	2			2				1,200	
	教育・学習支援業	2									
	複合サービス事業	2	1	1		1		55,990		13,200	34,015
サービス業	17	5			5				3,700		

(2) 令和8年度の設備投資予定

(単位：事業所)

区 分	設備投資		建物・構築物		機械・装置		設備投資額（万円）			
	無	有	新設	増設	機械の更新	製造の増ライン	建物	構築物	機械・装置	その他
総 数	105	11	1	1	11	0	0	200	10,450	5,500
産 業 別	鉱 業	2								
	建 設 業	28	3			3			5,000	
	製 造 業	13	4		1	4			3,400	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1								
	情報通信業	1								
	運 送 業	5	1			1				4,300
	卸売・小売業	11	2	1		2		200	1,750	1,200
	金融・保険業	4								
	不動産業	2								
	飲食店・宿泊業	8								
	医療・福祉	6								
	教育・学習支援業	2								
	複合サービス事業	2								
サービス業	20	1			1				300	

14. 今後期待する公的支援について

(単位：事業所)

区分	売上減少への経済支援	家賃等固定費への経済支援	融資の充実	公共料金等の猶予、分納	人材確保への支援	支援策の情報提供	大規模設備投資への支援 (500万円以上)	小規模設備投資への支援 (500万円以下)	その他
総数	44	14	10	4	31	27	19	23	12
産別	鉱業				1	1			1
	建設業	9	4	3		7	7	4	2
	製造業	7		2	1	7	5	6	
	電気・ガス・熱供給・水道業			1		1			
	情報通信業								
	運送業	1	2	1		1	1		
	卸売・小売業	8	2		1	3	3	5	2
	金融・保険業		1	1		1			
	不動産業								1
	飲食店・宿泊業	7	2	1		2	1	3	1
	医療・福祉	3	1	1		3	1	1	
	教育・学習支援業				1				
	複合サービス事業						1		1
	サービス業	9	2		1	1	4	1	4

15. 美唄市中小企業等振興補助金について

(1) 振興条例第4条に規定する補助金を知っていますか (単位：事業所)

区 分		知っている し、活用した ことがある	知っている が、活用した ことはない	知らない
総 数		8	62	71
業 別	鉱 業			2
	建 設 業	3	15	15
	製 造 業	1	6	12
	電気・ガス・熱 供給・水道業		1	
	情報通信業		1	
	運 送 業		4	3
	卸売・小売業	2	8	11
	金融・保険業		3	
	不動産業		2	
	飲食店・宿泊業	1	3	8
	医療・福祉		3	4
	教育・学習支援業			2
	複合サービス事業		1	2
	サービス業	1	15	12

(2) 今後活用したい補助メニュー

(単位：事業所)

区 分		商店街賑わい 創出	中心市街地空 き店舗等活用	中心市街地店 舗景観等改修	地域資源活用 型事業化実現	販路拡大	人材育成
総 数		7	8	9	7	9	23
産 業 別	鉱 業						1
	建 設 業			3	1	1	8
	製 造 業				2	3	4
	電気・ガス・熱供 給・水道業						
	情報通信業						
	運 送 業				1	1	1
	卸売・小売業	3	4	3		2	1
	金融・保険業						1
	不動産業		1	1			
	飲食店・宿泊業	1				1	1
	医療・福祉						1
	教育・学習支援業						
	複合サービス事業						1
	サービス業	3	3	2	3	1	4

參考資料

令和7年度美唄市労働基本調査票

- この調査は、美唄市内の事業者における労働実態を把握し、労働行政上の基礎資料とすることを目的に実施するものです。
- 美唄市内の事業所が対象です。市外の本店・支店は含めずに記入してください。
- 市内に本社のほか営業所が複数ある場合は、それらを一括して集計し記入してください。
- 設問に指示のない限り、令和7年9月30日現在で記入してください。
- 設問が択一式の場合は、該当する項目に☑を付け、金額・人数・日数等は数字を記入してください。
- 調査票に記入された情報はすべて統計的に処理し、他の目的には使用しません。
- 調査結果については、個別に公表することは一切ありません。

事業所名		代表者名	
所在地	〒 - 美唄市	TEL - FAX -	(本社・本店所在地：市町村)
現地責任者 職・氏名		E-mail	

【業種】について記入してください。（日本標準産業分類大分類による）

<input type="checkbox"/> 鉱業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業	<input type="checkbox"/> 情報通信業
<input type="checkbox"/> 運輸業	<input type="checkbox"/> 卸売・小売業	<input type="checkbox"/> 金融・保険業	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 飲食店・宿泊業
<input type="checkbox"/> 医療・福祉	<input type="checkbox"/> 教育・学習支援業	<input type="checkbox"/> 複合サービス業	<input type="checkbox"/> サービス業（その他）	

（農業・林業・漁業は本調査対象外のため除く）

※多業種を営む場合は、主要な業種一つを選択してください。

1. 従業員について

(1) 従業員の内訳について記入してください。（役員は除く）

区 分		19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計
正社員 ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()
パートタイマー ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()
正社員以外 (臨時・契約・季節 等) ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()

【用語】

パートタイマー	日・週・月の所定労働時間が正社員より短く、おおむね4分の3未満の方
臨時	一定の期間(1年未満)、臨時的に雇われる方
季節労働者	季節的要因による一時的な業務のため、臨時的に雇われる方
事務職	技術系、労務系以外に従事する方(一般事務・経理事務・営業・販売等)
技術職	資格を有する作業、または技術的訓練を基礎とした作業に従事する方 (運転士・大工・技能士・整備士・看護師・プログラマー等)
労務職	一般作業に従事する方(運搬・雑役・土工・清掃・警備等)

(2) 従業員の住所地と人数を記入してください。

① 美唄市内		人	② 美唄市外		人
--------	--	---	--------	--	---

(3) 過去1年間に従業員の増減はありましたか。増減があった場合、人数を記入してください。

<input type="checkbox"/> 増えた	男 女	人 人	<input type="checkbox"/> 減った	男 女	人 人	<input type="checkbox"/> 増減はなかった
------------------------------	--------	--------	------------------------------	--------	--------	----------------------------------

(4) 労働力(従業員)の過不足についてお答えください。

<input type="checkbox"/> 不足している	<input type="checkbox"/> 充足している (過不足なし)	<input type="checkbox"/> 過剰である
---------------------------------	--	--------------------------------

(5) (4)で「不足している」と回答した方にお聞きします。
必要としている労働力についてお答えください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 正社員	<input type="checkbox"/> 契約社員	<input type="checkbox"/> アルバイト	<input type="checkbox"/> パート
<input type="checkbox"/> 季節社員	<input type="checkbox"/> 派遣社員	<input type="checkbox"/> 外国人の活用	

(6) (4)で「不足している」と回答した方にお聞きします。必要としている職種についてお答えください。
(複数回答可) ※選択肢にない場合、その他に記入してください。

<input type="checkbox"/> 事務職	<input type="checkbox"/> 技術職	<input type="checkbox"/> 労務職
<input type="checkbox"/> その他 ()		

(7) 労働力不足に対する行政に求める支援策等に関してご意見があればご記入ください。

--

(8) 役職者について記入してください。(人)

	男	女
部長相当職以上 (役職等を含む)		
課長相当以上		
係長相当以上		

(9) 今後、女性管理職の増員や登用の予定について記入してください。

<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> 検討中
-----------------------------	-----------------------------	------------------------------

2. 正社員の労働状況について

(1) 正社員の職種別従業員数を記入してください。

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
従業員数						

(2) 今年度の新規学卒者の採用者数と次年度の採用予定者数を記入してください。

※令和7年4月の新規学卒者の採用者数（人）

※令和8年4月の新規学卒者の採用予定者数（人）

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
高校卒						
短大卒						
大学卒						
採用者数計						
採用なしの理由	<input type="checkbox"/> 現状維持		<input type="checkbox"/> 経営の合理化			
	<input type="checkbox"/> 業績不振		<input type="checkbox"/> その他			

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
高校卒						
短大卒						
大学卒						
採用予定者数計						
採用予定なしの理由	<input type="checkbox"/> 現状維持		<input type="checkbox"/> 経営の合理化			
	<input type="checkbox"/> 業績不振		<input type="checkbox"/> その他			

(専門学校等は短大に含めてください)

(3) 労働時間について記入してください。

(3) -1 1日の所定労働時間（休憩時間を除く）

<input type="checkbox"/> 7時間以下	<input type="checkbox"/> 7時間超 ～7時間30分	<input type="checkbox"/> 7時間30分超 ～8時間以下	<input type="checkbox"/> 8時間超
--------------------------------	--	--	-------------------------------

(3) -2 1週間の所定労働時間（※週によって労働時間が異なる場合は、4週間の平均を記入してください。）

<input type="checkbox"/> 38時間以下	<input type="checkbox"/> 38時間超 ～40時間以下	<input type="checkbox"/> 40時間超
---------------------------------	---	--------------------------------

(3) -3 所定外（時間外）労働時間（一人当たりの1ヶ月の平均）

<input type="checkbox"/> 10時間以下	<input type="checkbox"/> 10時間超 ～20時間以下	<input type="checkbox"/> 20時間超 ～30時間以下	<input type="checkbox"/> 30時間超 ～40時間以下
<input type="checkbox"/> 40時間超 ～50時間以下	<input type="checkbox"/> 50時間超		

(4) 休日・休暇について記入してください。

(4) -1 週休二日制の実施状況（複数ある場合は、主な職種で記入してください。）

<input type="checkbox"/> 完全週休 二日制	<input type="checkbox"/> 隔週週休 二日制	<input type="checkbox"/> 月3回実施	<input type="checkbox"/> 月2回実施
<input type="checkbox"/> 月1回実施	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未実施	

(4) -2 1年間の従業員1人あたりの年次有給休暇の取得日数

<input type="checkbox"/> 5日未満	<input type="checkbox"/> 5日以上 ～10日未満	<input type="checkbox"/> 10日以上
-------------------------------	---	--------------------------------

(4) -3 年次休暇の実施状況

1) 夏季休暇	無 <input type="checkbox"/>	有 () 日/年	<input type="checkbox"/> 有給	<input type="checkbox"/> 一部有給	<input type="checkbox"/> 無給
2) 年末年始休暇	無 <input type="checkbox"/>	有 () 日/年	<input type="checkbox"/> 有給	<input type="checkbox"/> 一部有給	<input type="checkbox"/> 無給
3) 育児休業制度	無 <input type="checkbox"/>	有 () 日/年	<input type="checkbox"/> 有給	<input type="checkbox"/> 一部有給	<input type="checkbox"/> 無給
4) 介護休業制度	無 <input type="checkbox"/>	有 () 日/年	<input type="checkbox"/> 有給	<input type="checkbox"/> 一部有給	<input type="checkbox"/> 無給

3. 正社員の賃金状況について

(1) 正社員の賃金状況について記入してください。

(単位：円)

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
※ 社員の初任給（令和7年4月1日現在：採用が無かった場合でも記入してください。）						
高等学校卒業						
短期大学卒業						
大学卒業						
※ 社員の年齢別平均基本賃金（1人当たりの平均月額：手当は除いてください。）						
15歳～19歳						
20歳～29歳						
30歳～39歳						
40歳～49歳						
50歳～59歳						
60歳以上						

(2) 賃金の改定状況について記入してください。※令和6年度の実施状況でお答えください。

<input type="checkbox"/> 定期昇給のみ	<input type="checkbox"/> ベースアップのみ	<input type="checkbox"/> 定期昇給とベースアップ	<input type="checkbox"/> 引き上げなし
<input type="checkbox"/> 引き下げ			

(3) 賃金の改定の実施または見込状況について記入してください。※令和7年度の実施状況でお答えください。

<input type="checkbox"/> 定期昇給のみ	<input type="checkbox"/> ベースアップのみ	<input type="checkbox"/> 定期昇給とベースアップ	<input type="checkbox"/> 引き上げなし
<input type="checkbox"/> 引き下げ			

(4) 正社員の各種手当支給状況について記入してください。

1) 夏季手当	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	定率 (月分)	定額支給 <input type="checkbox"/>
2) 冬季手当	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	定率 (月分)	定額支給 <input type="checkbox"/>
3) 決算手当	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	定率 (月分)	定額支給 <input type="checkbox"/>
4) 冬季燃料手当	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	定率 (月分)	定額支給 <input type="checkbox"/>
5) 扶養手当	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	定率 (月分)	定額支給 <input type="checkbox"/>
6) 通勤手当	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	定率 (月分)	定額支給 <input type="checkbox"/>
7) 住宅手当	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	定率 (月分)	定額支給 <input type="checkbox"/>

(5) 賃金規定・賃金表の有無について記入してください。

<input type="checkbox"/> 賃金規定があり賃金表も整備されている
<input type="checkbox"/> 賃金規定はあるが賃金表は整備されていない
<input type="checkbox"/> 賃金規定はない

4. 最低賃金の上昇に伴う影響について

(1) 人件費は全体的にどの程度増加すると見込まれますか。

<input type="checkbox"/> ほとんど増えない	<input type="checkbox"/> 1~5%	<input type="checkbox"/> 6~10%
<input type="checkbox"/> 11~20%	<input type="checkbox"/> 20%以上	

(2) パート・アルバイトなどの採用にどのような影響があると考えますか。

<input type="checkbox"/> 採用を大幅に減らす	<input type="checkbox"/> 採用をやや減らす	<input type="checkbox"/> 影響なし
<input type="checkbox"/> 採用をやや増やす	<input type="checkbox"/> 採用を大幅に増やす	

5. 定年・定年延長・再雇用・退職金制度について

(1) ~ (4) について記入してください。

(1) 定年制度	無 <input type="checkbox"/>	有	(歳)
(2) 定年延長	無 <input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/> 実施予定 (歳まで) <input type="checkbox"/> 検討中
(3) 再雇用	無 <input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/> 嘱託採用 (期間 年) <input type="checkbox"/> 臨時採用 (期間 年)
(4) 退職金制度	無 <input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/> 自社制度 <input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済制度 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度 <input type="checkbox"/> 特定退職金共済制度 <input type="checkbox"/> 生命保険会社の企業年金 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 再雇用＝定年における退職者を再び雇用すること。

6. 保険・福利厚生制度について (複数回答可)

(1) ~ (2) について記入してください。

(1) 保険制度	無 <input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 住宅貸金貸付 <input type="checkbox"/> 生活資金貸付 <input type="checkbox"/> 福利厚生施設
(2) 福利厚生制度	無 <input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/> 慶弔見舞金給付 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 被服・食事代助成 <input type="checkbox"/> その他 ()

7. パートタイマーの雇用状況について

(1) パート従業員を雇用している理由について記入してください。(2つまで)

※選択肢にない場合、その他に記入してください。

<input type="checkbox"/> 雇用に弾力性がある	<input type="checkbox"/> 人件費が割安となる	<input type="checkbox"/> 単純作業が多いため	<input type="checkbox"/> 季節的な繁忙を補うため
<input type="checkbox"/> 人手が必要な時間帯がある	<input type="checkbox"/> 一般労働者(正社員)の採用が困難	<input type="checkbox"/> 福利厚生費がかからない	<input type="checkbox"/> その他 ()

(2) パート従業員の職種別雇用人数・年齢・賃金について記入してください。

	事務職		技術職		労務職	
	男	女	男	女	男	女
雇 用 人 数	人	人	人	人	人	人
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
1 時 間 当 た り の 平 均 賃 金	円	円	円	円	円	円

(3) 1週間の平均労働日数について記入してください。

<input type="checkbox"/> 1日	<input type="checkbox"/> 2日	<input type="checkbox"/> 3日	<input type="checkbox"/> 4日	<input type="checkbox"/> 5日	<input type="checkbox"/> 6日
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

(4) 1日の平均労働時間について記入してください。

<input type="checkbox"/> 2時間未満	<input type="checkbox"/> 2～4時間未満	<input type="checkbox"/> 4～5時間未満	<input type="checkbox"/> 5～6時間未満
<input type="checkbox"/> 6～8時間未満	<input type="checkbox"/> 8時間以上		

(5) パート従業員の就業規則について記入してください。※有る場合、①～③の中から選択してください。

無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 専用の就業規則	<input type="checkbox"/> 正社員の就業規則適用	<input type="checkbox"/> その都度必要事項を決定
----------------------------	----------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

(6) パート従業員の労働条件明示状況について記入してください。

<input type="checkbox"/> 書面を発行	<input type="checkbox"/> 口頭で通知	<input type="checkbox"/> 就業規則提示	<input type="checkbox"/> 何もしていない
--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

8. 働き方改革について

(1) 働き方改革の取り組み状況をお答えください。

<input type="checkbox"/> 取り組んでいる	<input type="checkbox"/> 取り組む予定である	<input type="checkbox"/> 取り組む予定はない
----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

(2) 上記(1)で①取り組んでいる、②取り組む予定である、と回答した方にお聞きます。どのような取り組みをしていますか、また予定していますか。(複数回答可)
※選択肢にない場合、その他に記入してください。

<input type="checkbox"/> 長時間労働の是正	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金	<input type="checkbox"/> 在宅勤務 テレワークの導入	<input type="checkbox"/> 健康経営の促進
<input type="checkbox"/> 副業・兼業の承認	<input type="checkbox"/> 女性の登用・活用の促進	<input type="checkbox"/> 高齢者の登用・活用の促進	<input type="checkbox"/> 外国人の登用・活用の促進
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進	<input type="checkbox"/> 育児・介護休暇の取得促進	<input type="checkbox"/> その他 ()	

9. DX(デジタルトランスフォーメーション)への取り組みについて

(1) DX推進の方針や計画を策定していますか。

<input type="checkbox"/> 策定してる	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 策定していない
--------------------------------	------------------------------	----------------------------------

(2) 業務プロセスの自動化に取り組んでいますか。

<input type="checkbox"/> 積極的に取り組んでいる	<input type="checkbox"/> 一部取り組んでいる	<input type="checkbox"/> 検討中
<input type="checkbox"/> 取り組んでいない		

(3) DX推進にあたり課題はありますか。

<input type="checkbox"/> 予算不足	<input type="checkbox"/> 人材不足	<input type="checkbox"/> スキル不足
<input type="checkbox"/> 経営層の理解不足		
<input type="checkbox"/> その他 ()		

10. 物価高・エネルギー高騰について

(1) 事業への影響についてお答えください。

<input type="checkbox"/> 大きな影響がある	<input type="checkbox"/> 多少影響がある	<input type="checkbox"/> 現在は影響ないが、今後影響が見込まれる	<input type="checkbox"/> 特に影響なし
-----------------------------------	----------------------------------	--	---------------------------------

(2) コスト上昇分に対する商品・サービス価格への転嫁についてお答えください。

※選択肢にない場合、その他にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ほぼ転嫁できている	<input type="checkbox"/> 半分以上は転嫁できている	<input type="checkbox"/> ほとんど転嫁できていない	<input type="checkbox"/> 検討中・取引先と交渉中
<input type="checkbox"/> その他 ()			

(3) 対策への取組についてお答えください。

※選択肢にない場合、その他に記入してください。

<input type="checkbox"/> 原材料の見直し	<input type="checkbox"/> 人件費の見直し	<input type="checkbox"/> 営業時間の短縮	<input type="checkbox"/> 経営見直しによる経費・残業の縮小
<input type="checkbox"/> 照明の間引き、消灯	<input type="checkbox"/> LED照明への交換	<input type="checkbox"/> PCなど電気機器の不使用時の電源OFF	
<input type="checkbox"/> その他 ()			

(4) 活用した、または活用予定の道や国の支援策についてお答えください。(複数回答可)

※選択肢にない場合、その他に記入してください。

<input type="checkbox"/> 中小企業総合振興資金	<input type="checkbox"/> 特別高圧電力利用事業者緊急支援金	<input type="checkbox"/> 中小・小規模企業生産向上人材育成事業
<input type="checkbox"/> その他 ()		

(5) 物価高・エネルギー高騰に対する行政に求める支援策等に関してご意見があればご記入ください。

--

11. アメリカ政府による関税の増(トランプ関税)の影響について

(1) 生産量や出荷率がどのように変化しましたか、または、変化が見込まれますか。

<input type="checkbox"/> 大きく減少した	<input type="checkbox"/> やや減少した	<input type="checkbox"/> 変化なし
<input type="checkbox"/> やや増加した	<input type="checkbox"/> 大きく増加した	

(2) 企業収益にどの程度影響が出ましたか、または、影響が見込まれますか。

<input type="checkbox"/> 大きなマイナスの影響	<input type="checkbox"/> ややマイナスの影響	<input type="checkbox"/> 影響なし
<input type="checkbox"/> ややプラスの影響	<input type="checkbox"/> 大きなプラスの影響	

(3) 従業員の雇用維持や新規採用に影響はありましたか。または、影響が見込まれますか。

<input type="checkbox"/> 雇用を減らした	<input type="checkbox"/> 採用を控えた	<input type="checkbox"/> 影響なし
<input type="checkbox"/> 採用を増やした	<input type="checkbox"/> 雇用を増やした	

12. 経営状況について

(1)～(5)について前年度(4月～9月)と比較してお答えください。

(1) 売上高(生産・完成工事高)	<input type="checkbox"/> 増加 (%位)	<input type="checkbox"/> 横ばい	<input type="checkbox"/> 減少 (%位)
(2) 経常利益(税引前利益)	<input type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 横ばい	<input type="checkbox"/> 減少
(3) 資金繰り	<input type="checkbox"/> 好転	<input type="checkbox"/> 変わらない	<input type="checkbox"/> 減少
(4) 当面する経営上の問題点 (3つまで選択してください)	<input type="checkbox"/> 競争激化	<input type="checkbox"/> 売上不振	<input type="checkbox"/> 収益率低下
	<input type="checkbox"/> 人件費増加	<input type="checkbox"/> 売上高回収難	<input type="checkbox"/> 設備過大
	<input type="checkbox"/> 資金調達難	<input type="checkbox"/> 仕入価格上昇	<input type="checkbox"/> 金利負担
	<input type="checkbox"/> 労働力過剰	<input type="checkbox"/> 人材不足	<input type="checkbox"/> 過大在庫
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
(5) 今後の景気状況	<input type="checkbox"/> 年内には良くなるだろう	<input type="checkbox"/> 来春までには良くなるだろう	<input type="checkbox"/> 今年度中には良くなるだろう
	<input type="checkbox"/> 横ばいだろう	<input type="checkbox"/> 業績が上向いたまま当分の間推移するだろう	<input type="checkbox"/> 悪くなるだろう
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

13. 設備投資についてお答えください。

(1) 令和7年度(令和7年4月～令和8年3月まで)の設備投資状況①～④についてお答えください。

① 設備投資 (予定含)	無 <input type="checkbox"/>	有	建物・構築物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設
			機械・装置	<input type="checkbox"/> 機械の更新	<input type="checkbox"/> 製造ラインの増設
② 設備投資 (予定)額	建物 万円		構築物 万円	機械・装置 万円	その他 万円
③ 工期・設置時期	令和 年 月 ～ 令和 年 月				
④ 設備内容					

(2) 令和8年度以降の設備投資予定①～④についてお答えください。

① 設備投資	無 <input type="checkbox"/>	有	建物・構築物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設
			機械・装置	<input type="checkbox"/> 機械の更新	<input type="checkbox"/> 製造ラインの増設
② 設備投資 予定額	建物 万円		構築物 万円	機械・装置 万円	その他 万円
③ 工期・設置 予定時期	令和 年 月 ～ 令和 年 月				
④ 設備内容					

14. 公的支援について

今後期待する公的支援策についてお答えください。（複数回答可）

※選択肢にない場合、その他に記入してください。

<input type="checkbox"/> 売上減少への 経済支援	<input type="checkbox"/> 家賃等固定費 への 経済支援	<input type="checkbox"/> 融資の拡充	<input type="checkbox"/> 公共料金等の 猶予、分納
<input type="checkbox"/> 人材確保への支援 (企業説明会の開催等)	<input type="checkbox"/> 支援策の 情報提供	<input type="checkbox"/> 大規模設備投資へ の支援 (500万円以上)	<input type="checkbox"/> 小規模設備投資へ の支援 (500万円以下)
<input type="checkbox"/> その他 ()			

15. 美咲市中小企業等振興補助金について

(1) 美咲市中小企業等振興条例第4条に規定する補助金についてご存じですか。

<input type="checkbox"/> 知っているし、活用し たことがある	<input type="checkbox"/> 知っているが、活用 したことはない	<input type="checkbox"/> 知らない
---	---	-------------------------------

(2) 今後活用したい補助メニューがあればお答えください。

※各補助メニューの詳細については、添付資料をご確認ください。なお、本年度については全て募集を終了しています。

<input type="checkbox"/> 商店街賑わい創 出事業	<input type="checkbox"/> 中心市街地空き 店舗等活用促進 事業	<input type="checkbox"/> 中心市街地店舗 景観等改修事業	<input type="checkbox"/> 地域資源活用型事 業化実現事業
<input type="checkbox"/> 販路拡大事業	<input type="checkbox"/> 人材育成事業		

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

ご回答は、令和7年11月14日（金）までに、

下記メールアドレスへ返信いただくか、

同封の返信用封筒で郵送してください。

後日、調査の取りまとめ結果をお知らせいたします。

【送信先メールアドレス】

shokou@city.bibai.lg.jp

【調査のお問い合わせ先】

美咲市経済部経済観光課商工労働係 TEL：0126-63-0111

「ちゃんとチェック！」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,075 7. 10. 4発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 1,113 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,165 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 1,116 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,105 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

●中小企業・小規模事業者のみみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの詳細は、下記QRコードよりご確認ください。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

北海道労働局 検索 ⇒



最低賃金について 検索 ⇒



「賃上げ」支援助成金パッケージ 検索 ⇒



(令和8年1月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

デジタル化・AI導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

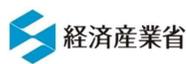
※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁
ミラサボplus



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

(補助上限)30万円～600万円 (助成率)3/4～4/5
 (助成対象経費の例) 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
 経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
 その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先

業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

(対象となる方)

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

(支援内容) ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先

都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

デジタル化・AI導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター: 0570-666-376
 補助上限:最大450万円
 補助率:1/2~4/5

詳しくはこちら



中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による
 補助率:1/2~2/3

詳しくはこちら

問合せ先

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター:
 0570-099-660



生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大4,000万円
 補助率:1/2~2/3

詳しくはこちら

問合せ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター:
 050-3821-7013



働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。 **※令和7年度の交付申請は11月28日(金)まで!**

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~500万円	6~360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50~120万円	

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

詳しくはこちら



人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

詳しくはこちら



人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

詳しくはこちら



早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)
産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠
補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乘せ)
補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>
商工会地区補助金事務局HP
商工会議所地区補助金事務局HP
電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円
補助率:1/2
要件:100億宣言を行っていること
投資額1億以上 他

詳しくはこちら



省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合せ先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ
・(I)工場・事業場型
(先進枠) 03-5565-3840
(一般枠/中小企業投資促進枠) 03-5565-4463
・(II)電化・脱炭素燃転型
03-5565-3840
・(IV)エネルギー需要最適化型
03-5565-4773

詳しくはこちら



中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限:最大9,000万円
補助率:1/2

問合せ先

新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム):
<https://shinjigyou.resv.jp/>

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

問合せ先

<先端設備等導入計画の作成等>
・先端設備等の導入先の市区町村
<税制>
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821

詳しくはこちら



企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



働き方改革や経営改善に向けた相談先

賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！賃金引上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引上げ支援策を掲載

- ◆最低賃金額や発効日等の情報、賃金引上げの取組事例等を掲載しています。
- ◆厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら



賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

賃上げや最低賃金の対応をサポート！収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- ◆賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- ◆中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

詳しくはこちら



問合せ先

各都道府県のよろず支援拠点

取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、オンラインでの御相談、対面での御相談が可能です！

- ◆相談無料
- ◆秘密厳守
- ◆匿名相談可能

詳しくはこちら



問合せ先

フリーダイヤル:0120-418-618
※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継継ぎセンター等)までお越しください。
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいづれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

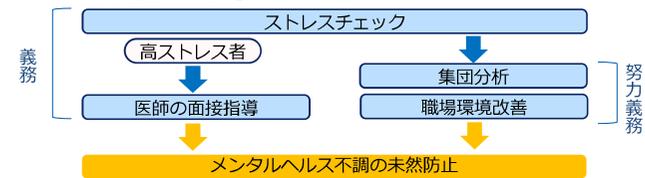
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



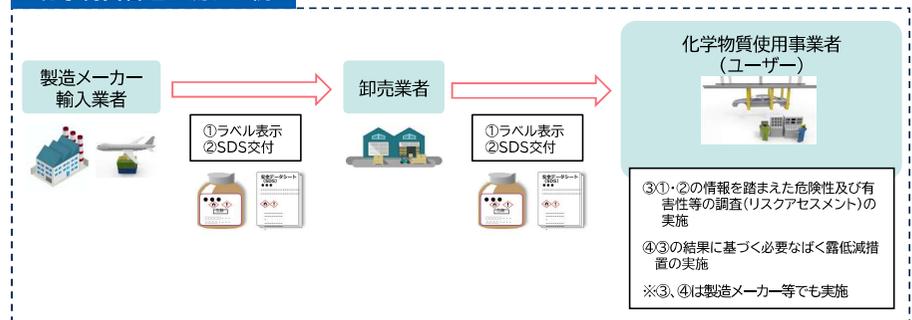
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学品名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学品名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

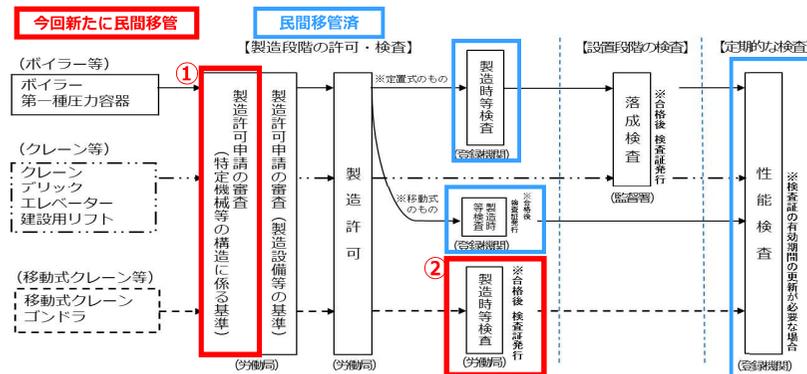
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

② 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

▶ 「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶ 障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。